

第百二回 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和六十年三月二十六日(火曜日)
午前九時三十二分開会

委員の異動

三月七日

水谷 力君

補欠選任

三月八日

安田 隆明君

補欠選任

三月二十五日

下田 京子君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産政務次官

農林水産大臣官

農林水産省長官

農林水産省副長官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

農林水産省審判官

小笠原貞子君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

佐藤 守良君

川原新次郎君

田中 宏尚君

後藤 康夫君

井上 喜一君

関谷 俊作君

野明 宏至君

佐野 宏哉君

安達 正君

黒田 武君

難波 江君

岡安 誠君

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

農用地開発公団

理事

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告申し上げます。

昨日、下田京子君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

○委員長(北修二君) 次に、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤守良君) 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

果樹農業振興特別措置法は、昭和三十六年に、当時の果実需要の大幅な増大が見込まれるという情勢のもとで、果実生産の安定的な拡大を図ることを目的として制定されたものであります。

しかしながら、近年の果樹農業をめぐる諸情勢は、現行法制制定当時とは大きく変化しております。

すなわち、我が国の果実需要は、総じて減少、停滞傾向にあるとともに、少量多品目化、良質志向の傾向が強まっております。温州ミカンを始めとして多くの果実が生産過剰基調に陥っております。

また、諸外国からは、果実及び果実加工品の輸入拡大の要請が強まっております。

以上のような果樹農業をめぐる情勢の変化を踏まえて、果樹農業の健全な発展を図るため、現行制度を整備強化することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画につきましては、果実の需要の動向に即応した果樹農業の誘導を一層適切に行うため、栽培面積の目標を定めることとする等、その内容を整備することとしております。

第二に、果樹園経営計画制度の改善についてであります。

現在の厳しい状況のもとにおいて、我が国果樹農業の体質の一層の強化が求められておりますが、このためには、果樹産地の中核的担い手となり得る自立的な果樹農家を育成することが必要となっております。

このため、果樹園経営計画の作成主体を農業者集団から個別の果樹農業者に改め、その計画について都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫資金等の融通を受けることができることとしております。

第三に、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置についてであります。

近年、多くの果実が生産過剰基調にあり、果樹農業の健全な発展を図るためには、果実の生産及び出荷の安定を図ることが必要となっております。

このため、農林水産大臣は、需給が著しく均衡を失っている特定の果実について、その生産及び出荷の安定を図るための指針を定めることとしております。

また、農林水産大臣は、果実の生産及び出荷の安定に関する業務を全国的に行う民法法人を一を限って指定し、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、所要の監督を行うこととしております。

さらに、農林水産大臣または都道府県知事は、特定の果実の生産者、出荷者等が、その指定された法人等の業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしているとき、所要の勧告を行うこと

ができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(北修二君) 次に、補足説明を聴取いたします。関合農産園芸局長。

○政府委員(関合農産園芸局長) 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容を若干補足させていただきます。

第一に、果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画の内容の整備についてであります。

農林水産大臣が定める果樹農業振興基本方針におきましては、果実の需要の動向を踏まえて果樹農業を適切な方向へ誘導するため、新たに果樹農業の振興に関する基本的な事項を定めることとするともに、現行の生産の拡大に着眼した植栽の目標にかえて、栽培面積の目標を定めることとし、果実の生産総量を適切に誘導していくこととしております。

また、都道府県知事が定める果樹農業振興計画におきまして、果樹農業振興基本方針に準じた改正を行うこととしております。

第二に、果樹園経営計画制度の改善についてであります。

現行の果樹園経営計画制度は、共同して果樹の栽培を行うとする農業者集団が作成することとなっており、果実生産の拡大等の所期の目的を達成したため、都道府県知事に対する計画の認定請求も昭和五十一年三月三十一日をもって終了しております。

この計画制度につきましても、果樹産地の中核的担い手の育成を図る観点から改善を図ることとし、計画の作成主体を個別果樹農業者に改めるとともに、都道府県知事に対する認定請求期限を廃止することとしております。

なお、果樹農業振興計画の内容等に照らし適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫等から計画を実施するために必要な資金の融通を受けることができることとしております。

第三に、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置についてであります。

農林水産大臣は、需給が著しく均衡を失し、その状態を改善するために相当の期間を必要とするの見込まれる特定の果実について、需要及び生産の動向から見て特に必要な年に、当該果実の生産及び出荷の安定を図るための指針を定めることとしております。

また、農林水産大臣は、特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びにその果実製品の保管に関する事業を行うこと、その他の果実の生産及び出荷の安定に関する業務を適正かつ確実に実施できると認められる民法法人を、その申請により、全国に一を限り、指定することができることとしております。

この場合、農林水産大臣は、その指定を受けた法人の業務が適正かつ確実に実施されることを確保するため、その指定を受けた法人に対し、業務実施規程及び事業計画の承認、業務の改善命令等必要な行政上の監督を行うことができることとしております。

さらに、農林水産大臣または都道府県知事は、特定果実についての指針が公表されている場合において、当該果実の生産者、出荷者等による生産または出荷が、農林水産大臣の指定を受けた法人等の行う業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしているものと認めるときは、その生産者、出荷者等に対し、その業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(北修二君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(北修二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、本日、農林水産政策に関する調査のため、農用地開発公団理事長岡安誠君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北修二君) 農林水産政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○菅野久光君 本日は、議題が畜産価格問題に絞ってというふうなことになるわけですが、その質問に入る前に、漁期を目前にしながら、日ソ交渉が難航して、米国でも規制案が検討されているこのサケ・マス漁業問題について、若干当局の見解を先に伺っておきたいというふうに思いますが。

サケ・マス漁業者は、五月の北洋出漁を控えて一日も早い日ソ交渉の妥結を祈るような思いで望んでおります。昨年の交渉では、妥結が五月にずれ込んで業者は大きな打撃を受けましたが、ことしも同じ轍を踏む可能性が急速に大きくなっているからであります。言うまでもなく、ことしは漁獲割り当て交渉の前に新協力協定の締結をしなくてはならないにもかかわらず、この時期になってもまだだめが立っていない。したがって、漁業者の心配は昨年以上に大きなものにならざるを得ないというふうに思います。

かつては優良経営の代表格のように言われたサケ・マスの漁業経営も、近年急激に悪化してきております。特に太平洋中サケ・マスなどは、昨年、漁場問題などもあって水揚げが半減するほどの打撃を受け、大変深刻な状況に陥っております。もし、ことし操業できなくなったり、仮にできたとしても、その開始時期が大幅に漁期にずれ込むことになれば、北洋のサケ・マス漁業は、二度と再び立ち上がることができないほどの決定的な打撃を受けるのではないかとこのように思うわけですが。その場合、政府は、当然救済措置をとらなければならぬわけですが、とにもかくにも諸般の事情を考えると、漁期前に何としても新協定を締結して、その協定に基づいて漁獲割り当て交渉を妥結させることを肝要だというふうに思います。

その意味で、今交渉をやっているわけですが、交渉の現況について、大臣の時間が限られておりますので、簡単にひとつ御説明いただきたく思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 御指摘の日ソ漁業協力協定につきましては、三月二十一日から協定締結交渉の第六回目が行われております。

現在の日ソ間の主要な対立点は、簡潔に申し上げますれば、遼河性魚種に対する母川国の第一義的利益と責任という遼河性魚種の主張と、遼河性魚種といえども公海漁業自由の原則ということと調和のとれた形で処理をされるべきであるという日本側の立場との対立で長引いております。このため、これは取り扱いはいかんによりましては、その後には控える実体交渉にも重大な影響を及ぼしかねない点でございますので、なかなか日本側としても遼河性魚種の要求を素直にのんで、さっさと急ぐというわけにもいきかねるような対立点であります。

二

ます。

〔委員長退席、理事谷川寛三君着席〕

ただ、先生御指摘のように、五月からの漁期が切迫しております。関係の漁業者の皆様が大変憂慮の念を持って本件交渉を見守っております。このことを私もひしひしと感じておるわけでございまして、漁期に間に合うように実体交渉がやれるよう、それに先立って可及的速やかに協力協定の交渉を妥結させるという決意で交渉に当たっております。

○菅野久光君 鋭意そういう交渉に当たっております。五月の出漁という時期的なことを考えれば、ある程度事務当局で妥結ができるような状況になればいいんですけれども、時期的な問題がありますから、それが難しいような状況になったときには、何としても早期解決のために、またひとつ大臣に御足労いただきたい。この漁民の願いを何とか伝えていただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺の大臣のひとつ御覚悟のほどをお聞きしたいというふうに思っています。

○国務大臣(佐藤守良君) 菅野先生にお答えいたします。

今、長官がおっしゃったとおりですが、第六回の交渉が現在モスコで行われているわけでございしますが、今度の場合は、サケ・マスの公海漁獲に關しまして海洋法条約を基礎として初めて実質は二国間で協定をつくらうという交渉でありまして、法律的に種々難しい問題があるように聞いておりますが、現在の交渉に臨んでいる日本側代表団は、この種の交渉に最善のメンバーであると確信しております。そんなことで、この代表団が最大の努力を尽くすことを期待しております。でございますが、実は本件の協力協定交渉及びサケ・マス実体交渉の早期かつ円満な解決につきましては、アルヒポフ第一副首相、カメンツェフ漁業相に対し、また駐日大使がモスコに帰るときに、パブロフ前駐日ソ連大使にもよく私からお願いたしたと

いうことでございます。

そんなことで、先生のおっしゃる意味もよくわかりますが、漁業従事者のみならず流通加工業者等、関係者がたくさんおるわけでございまして、最善を尽くして期日に間に合うようにいたしたい、このように考えておるわけであります。

○菅野久光君 とにかく、最善を尽くして出漁に間に合うように御努力をお願いしたいと思っております。

あわせてまして、ソ連だけではなくて今度はアメリカの問題もあるわけですね。現在、米国下院の海運漁業委員会では、マグナソン漁業保存管理法を修正して、一九九〇年までに外国漁業を完全に締め出すことを検討しているというふうに伝えられております。米国起源の遡河性魚種についてもその例外ではないということですが、そうなるのと、北洋でアジア系とともに米国系のサケ・マスを混獲している我が国は、五年後には北洋サケ・マス漁業が全く不可能になってしまう、こういう状況になると思っております。アメリカの下院では、公聴会を開くなどの手順を踏んだ上で五月半ばまでに委員会審議を終えたい意向と伝えられております。この米国の動きはそれ自体問題であるばかりでなく、日ソ交渉にもこれは悪影響を及ぼすという意味において、大変深刻な問題だというふうに私は思っております。米国のこの動きを牽制するためには、いざわゆる手段をいずれも早急に打たないと、これは取り返しのつかないことになるおそれがあるのではないかと非常に心配するわけですが、この点について大臣の忌憚のない御見解と、あるいは今後のアメリカのこういふような動きに対する取り組み等について、何か方針があれば御披露いただきたいというふうに思っています。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。まず、アメリカの二百海里法につきましては、先生御指摘のように一九九〇年をもって外国漁船の操業を追い出してしまうというそういうアイデアが議論されておったことは事実でございます。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

ただ、現在のところ、幸いにして一番最新の案からは、特定の日付入りで外国漁船の操業を締め出してしまふという条項は削られた案になっておるようでございますが、ただ、そういうアイデアが存在することは事実でございますので、今後とも私どもとしては注意深く対処をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、アメリカ起源の遡河性魚種につきましては、殊にマス・ノスケにつきましては、アメリカ起源のマス・ノスケが現在の北太平洋漁業条約の枠組みの中で日本漁船によつて漁獲されておるということについて、アメリカ、特にアラスカ現地の人々の間の関心が非常に高まっております。いろいろ不穏な動きもあるわけでございまして、私もとしては、これにつきましても引き続き注意深く現在の枠組みを維持するように努力をしたいと思います。日ソ関係にも反動的な影響が及びかねないという点は全く御指摘のとおりでございます。私どもも事態の重大さは十分認識して周到な対処をするつもりでおります。

○菅野久光君 まさに今私が言いましたように、漁業は外交の時代ということで非常に大変だと思っておりますけれども、何と云っても日本の漁業を守る、漁民を守る、そして魚たんばくを守る、そういった意味で、ひとつ一層の御努力をお願いしたいというふうに思っています。

それでは次に、いよいよ本題に入らせていただきますが、水産庁長官、どうもありがとうございます。

畜産物の政策価格が決定される時期をいよいよ迎えたわけでありまして、新聞報道等によりまして、農水省は需給や飼料価格が安定していることと、農産物の政策価格が安定していることとを強調して、ことしもまた政策価格などの抑制に向けて厳しき姿勢で臨む方針を固めたというふうな報告がされております。そこで、加工原料乳の限度数量あるいは負債対策、需給問題等を中心に政府の見解をただしたいというふうに思うわけでありますが、今日の農政の基本は、国際化への対応

から足腰の強い農業を育成することとされております。しかしまた、一方におきましては、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄う、このことも農政の一つの基本であります。しかし私は、これらの基本と、輸入が国内自給を圧迫し国内生産が調整を強いられるという現在のこの状況を考え合わせますと、国内自給の基本と足腰の強い農業の育成の基本は、相矛盾したことを言っているように思えてならないわけであります。すなわち、足腰の強い農業の育成ということは、言い直してみれば、大量の農畜産物が輸入されることを前提にその中で何とか生きていける農業を残す、そういうことではないかというふうに思えるんです。したがって、国内生産で賄えない、いえ不足する量を輸入することは矛盾するというふうに思っております。

私は、まずその政策価格等に関する具体的内容に入ります前に、国際化に対応した足腰の強い農業の育成とは一体具体的にどのような我が国の農業の姿を描いているのか、また、私の先ほど申し上げたような疑念に対してどのように考えているのか、大臣の御見解を承りたいと思っております。

○国務大臣(佐藤守良君) 菅野先生にお答えいたします。

我が国の農業は、先生御存じのとおり施設型農業と土地利用型農業と二つあるわけですが、施設型農業につきましては先生御存じのことと、ほぼ欧米諸国並みになってきたと思っております。ただ問題は、土地利用型の農業につきましては経営規模の拡大が全般的に停滞しているというふうなこと等で、期待どおりの生産性が上がっていないというのが事実でございます。そんなことで、現在考えておりますのは、どのようにして土地利用型農業の生産性を上げるかというふうなことで、私は三つの施策を中心にやりたいと思っております。

その一つは、需要の動向に応じた農業生産の再編成、二つ目は、技術経営能力のすぐれた中核農家や生産組織の育成確保、三番目には、優良農用

○菅野久光君 五十九年の一月から十二月までで生乳換算で二百十一万トンということでござい
すか。

○政府委員（野明宏至君）これは五十九年の暦年の数字でございますので、一月から十二月ということでございます。

○菅野久光君 私があれたのでは、五十九年の一月から十二月まで二百五十万トンというふう
にこの乳製品の輸入量の生乳換算ではやっている

わけですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 先ほど申し上げました

ように、飼料用の脱脂粉乳とか、ナチュラルチーズとか、そういったようなものの合計が生乳換算で二百十二万トンでございますが、それ以外にコ

コア調製品などのものがございまして、そういうものを加えますと、先ほど申し上げましたように二百四十八万三千トンございます。ですから、ラ

○菅野久光君　ざつと言つて輸入乳製品を生乳換

算すると、限度數量を上回っているということが言えると思うんです。加工向け牛乳で見た場合、国内生産で賄われている量は例えば五〇%にも達

していない。飲用向けを加えた生乳全体で見ても三五％が輸入だというふうに、いろいろな数字から私どもは見ているわけでありませう。このような

実情をもつて、供給過剰になりやすい構造と言え
るのでどうか。しかも、脱粉を中心に需給が逼
迫した。昨年の猛暑というそういう気候的な問題

があつたとはいえ、本年二月に脱粉を八千トン緊急輸入しております。このことについても、本当にこれでいいのかということは、昨年のたしか衆

議院の農林水産委員会でも念を押されているはずであります。大丈夫だと胸を張ったにもかかわらず八千トン輸入です。

このような状況は、牛肉や豚肉についても言えると思うんです。生産の合理化が進んで欧米に比肩できると言われる豚肉も一五％が輸入でありま

す。また、牛肉は三〇％が輸入である上に、需要と国内生産量が確実には合わない三年後まで輸入枠の拡大を約束しております。不足分を輸入するのが原則であるのなら、年度ごとに需給の動向を見きわめて割り当て量を定めるべきでありますし、八七年まで毎年この輸入割り当て量を拡大することや、その後の動向が不足分輸入の原則に反して国内生産に影響があるからこそ、山村前大臣は国内に影響がないよう破格の措置をする、なぜか胸を張って確約されたのではなかったのでしょうか。そこで、再度、畜産がこのような実情にあるのに過剰基調にあると言えるのか。また、不足分を輸入するというのは単なるポーズであって、それを否定したら農林水産省の存在する理由がなくなるので言わない、あるいは言えない、それが本音ではないかとさえ思えるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 先ほど乳製品の輸入量全体についてお尋ねがあったわけでございますが、生乳換算で約二百五十万トンという輸入の内容と申しますのは、一つは酪農家がお使いになる飼料用の脱脂粉乳、これはやはり安い方がいいというところで輸入をされておるわけでございます。それからナチュラルチーズというのは、これもかなりの部分を占めておるわけでございますが、これは自由化されておまして、そういう中で、経済的な関係がございましてやはりこれは輸入というところになっておるわけでございます。

そこで、私ども、国内の生乳生産との関連におきまして、主要な乳製品、バターとか、あるいは食用の脱脂粉乳、そういうようなものについては事業団の一元輸入の制度をとっておるわけでございまして。そういった中で、国内生産が行われ、飲用に向けられている需要があり、それからまた脱脂粉乳とかバターの需要がございまして、これは毎年見通しを立てておるわけでございまして、不足払い法の制度のもとにおきましてやはり一元輸入、それからまた、足りないときにはは入れるというのが制度の一つの柱になっておるわけでござい

ます。そういうことによって生産者の経営の安定、それから消費者の、あるいは需要者の安定と両面相まってこの制度が成り立っております。ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

○菅野久光君 一般生産農民は、どのように言われようか、生産できるのに生産を抑制しておいて外国から不足分として輸入して行く、そのことについては何としても納得できないわけですよ。そして、足腰の強い農業とか国内で不足するものを輸入するんだと。これは、全く言っていることとやっていることは違ふのじゃないか、政府は我々をだましておるんじゃないかというの、私は生産農民の一般的な感情だと思ふんですよ。そういうお互いに、行政と実地生産者との間に、今や信頼関係というものが全くない。そういうことで本場に日本の農業というものをしっかりやっていくのだからどうかということが、私は本心に心配なわけであります。ただ単なる国会の委員会の審議の時間だけぐぐり抜ければいいのだということであっては困るというふうに思っています。

大臣の時間の関係がありまして、私も残された問題はまた午後からの方に回しますけれども、その供給過剰の問題も含めて、今の畜産局長と私のやりとりを聞いて、大臣どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 畜産振興事業団による一元輸入、またその畜産振興事業団による需給操作、価格安定機能といったものを果たすために、必要な場合には輸入する場合がございまして。それで、これは生乳生産自体はやはり需要というものの見合ってやっていく必要がある。しかし、そういう状況の中で、あるときは過ぎる場合もございまして。それから、あるときは天候その他の理由によつてできなかったり、あるいは需要が非常に常にあるわけでございます。その場合には、必要な場合には国内の過剰分を事業団が買い上げたり、それから逆に足りない場合には輸入するとい

うことでございまして、決して御指摘のようなお話ではないというふうに考えております。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えします。が、今のやりとりを聞いておまして、畜産局長は、猛暑等により脱脂粉乳が不足したというようなことでも恐らく価格対策を含めて輸入したというわけ、やはり輸入しない方が望ましい、私はこのように考えております。そんなことで、もちろん八千トンというものは生乳にしてどのぐらいになるか私よくわかりませんが、恐らくパーセントにすれば三割ぐらいになりますか、約八千トンでは生乳にして五万数千トンになるかと、そう思う。そんなことで、率直に言いますと、一つの予測値、見通しとすれば、いいことじゃありませんが、三割ぐらいならばまあ許容範囲の一つじゃないかと、こんな感じがしておるわけでございます。

○稲村稔夫君 私は、本来であります、事務レベルの皆さんとのいろいろと詳しやりとりを大臣に聞いていたのだいて、そして御判断を最後に聞くと、こういうことになりましたので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

今も菅野委員からいろいろと質問をされていたわけでありまして、特に国内生産と輸入とのかわり、これは非常に酪農家にとつても畜産農家にとつても重大な問題であります。毎年安定価格なりいろいろと計数が決められる時期、畜産審議会の時期になってまいりますと、毎回繰り返さなきゃならないというところになるわけなんです。しかも、その繰り返していく質疑の内容も、結局同じことをやったり繰り返していかなくちゃならないというところに、私ももう何かこう大変靴の底からかかとを叩いているような、そんな感じがしてならないわけでありまして。

大臣は、大臣になられてから、それこそ意欲的に取り組んでおられることに心から敬意を表するわけでありまして。そうした大臣の今までの事務当局といろいろとやつてこられたその感覚の中で、今の国内自給を高めていくということとそれから輸入とのかわり、この点についてどのようにお考えになっておるか。非常に単純な言い方をしますと、国内自給を拡大の努力をしていけば、当然輸入はそれに見合つて減らしていかざるべきもの、国内生産の計画が立てられれば、その計画に基づいて生産が確保し得る価格がやはり保証をされなければならぬ、こういう相関関係にあると思うのです。今も菅野委員から出ておりました、これからの輸入、特に牛肉についてはまだ圧力が強まってくるのではないだろうか、こんなふうにも思われますが、国内生産を確保するということを第一義に考えていただければ、今後そうした輸入圧力に対しては毅然たる態度で臨んでいただけたらと思うのです。その辺、前置きが長くなりましていただけども、大臣のまず御感想、御感触を聞きたいというふうに思っています。

○国務大臣(佐藤守良君) 稲村先生にお答えいたします。

今、先生の御質問というのは、畜産物の供給の基本は国内自給であると考えがどうかというふうな御質問かと存じますが、全くそのとおりだと思います。私はいつも申し上げておりますけれども、食糧については国内で生産可能なものは最大限国内で生産する、そのために生産性を高くするということが基本としていふんです。畜産物についても同様でございます。先ほど先生がおっしゃいました牛肉につきましても、合理的な国内生産による供給を基本としまして、輸入については国内生産で不足する分を計画的、安定的に輸入するという考えでございます。今後ともこのような考えに立つて、基本的に体質の強化と生産性の向上を進めながら国内生産の振興を図ってまいりたい、このように考えておるわけでございまして。

○稲村稔夫君 おっしゃりたいことはわかるよう

な気もいたしませんが、しかし、同時にますますわからなくなってくるわけなのであります。要するに国内での生産、これを基本にして考えるとおっしゃる。国内生産を努力してふやしていけば、当然一〇〇％自給へ持っていけるかどうか。これも実力の問題がいろいろあるでしょうけれども、そのための努力をする。そうすれば、その努力の成果があらわれてくればその分だけ輸入は減らしていく、こういうことになるのではないのでしょうか。

そうすると、今後アメリカからの、特にアメリカを中心にして、アメリカ、豪州あたりからのまた輸入要求という圧力は強まってこないでしょうか。それが強まってきたとき、こつちを減らすといったときにどうされますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 今の先生の御質問の中で、需要の伸びが欠けていると思ひます。と申しますのは、欧米に比べて非常にやっぱり肉の消費が少ないと思ひます。特に今の若い人たちは、例えば私の孫、子供を見ておられます、御飯はほとんど食べなくて肉等を食べております、この現状。したがって、この今の小さい子供が大きくなるとますます肉の消費がふえる。そういう形の中で、一体どうしたらいいかということになると思ひます。そんなことで、私は国内で一〇〇％賄うという方針は先ほど言ったとおりでございます。その間、消費の伸びと比較しながらどう輸入を考えるかということになってくるかと思ひます。

○稲村稔夫君 そうですね、需給が伸びるとおっしゃるけれども、今度の畜産局長の審議会の総会でのあれの中でも、需給動向は十分緩くなっているというふうに触れられておる部分がありますね、たしか。それからもう一つは、いわゆる日本型食生活というふうなことも言うようになってきているわけですね。需給がそうどんどん伸びていくというふうな計算はできないだろうと思ひますね、現実の問題として。そうしますと、国内生産で拡大の努力をしていけば、当然輸入の枠の方

は減らしていかざるを得ないというふうになるんじゃないでしょうか。逆のことを言いますと、価格の面で物を考えていくと、今度は国内生産の価格のペイしない物はほとんどやめていきなさいという形にもしなければ、そうすれば今度はその分を、需給を確保するために輸入しなければならぬ、こういう理屈になっていくんですが、どちらの道をおとりになろうとしていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えいたしますが、先ほど申し上げたようなことでございまして、基本的に国内で生産できるものは国内で賄うということの基本にやっております。牛肉の場合もどうしても不足する分につきましては、ある一定の量を安定的に輸入するという政策でいきたいわけですね。今私が申し上げましたのは、肉は大体今、年率四〇％ぐらいの伸びを見ております。今四・二キロでございますが、そうすると恐らくこれは十年後になると倍ぐらになるかと思ひます。そういう形の中でどうするかということ。

それからもう一つは、国内で生産というのは、価格の問題も実はあるかと思ひます。そういうようなことを総合的に含めて考えたいと、こういうことでございまして、基本方針はちつとも変わりません、このように思っております。

○稲村稔夫君 多分、需要の関係をしながら国内生産を大体七割程度に確保していくというふうな考え方をもちになりながら、今お答えをいただいたのではないだろうかというふうにも思ひます。であります、しかし、そういういたしますと、今度は少し角度を変えまして、そうすると国内での生産というものが、今後本当に需要が拡大をしていくと、それとあれでできるように拡大をしていくことが可能なんであらうかということも一つ大きな問題になってくると思ひます。それが可能であるというふうにするためには、やはり生産農家が要するにペイしなければならぬと、こういうことにならなければならない。

のいろいろのあれがありますが、農林水産省は今まで何回も畜産においては大体E.C.、いろんな面でE.C.を指標にしながらという取り組みをしてこられていたようにあります。そうすると、このE.C.並みの水準というのが、大臣、本当に我が国で実現できるというふうにお考えでありますか。この点は、実は私は農林水産大臣がかわるたびに伺い続けてきたことなんでしてね。というのは、条件がいろいろと違ひというものがあつたわけでありまして、しかし、少なくともE.C.並み水準というものを目指すのであれば、それなりのやっぱり目算がなければならぬ。その目算というのが本当に成り立つのだろうか。例えば規模について触れられております。酪農の規模は、北海道の規模はE.C.並みになったと畜産局長は言われる。あるいはそういう中で、今度は牛肉の価格はE.C.並みを目指すというふうになつて言われる。そうすると、酪農も肉も、どちらもE.C.というものを一つの指標に置いておる、こういうことになるんですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 大変どうも非常に難しい質問でございますが、率直に言いますと、私は酪農につきましても飼養規模で既にE.C.並み水準に達しておる、こう理解しております。

ただ、問題は、肉用牛の経営でございますが、これは本格的な肉用牛の生産が始まってから歴史が浅いか、あるいは飼養規模はE.C.と比較してまだ小さい、そんなことがございまして、そんなことで、十年ぐらいいいでしょうか、十年ぐらいいい目標にひとつ頑張りたいということでございます。これはかなりの格差があると、このように思っております。

○稲村稔夫君 今、北海道で酪農ではE.C.並みというところ、これは飼養規模ですね。経営内容においてははどうですか。

○政府委員(野明宏至君) E.C.とバランスのとれた価格水準になることは可能だというふうに私も考えておるわけです。もちろんアメリカとか家

州とか、あるいはニュージーランドといったようなわけにはまいらないと思ひます。

そこで、酪農についてでございますが、飼養規模では既にE.C.並みの水準に達しておるわけでございますが、同時に酪農の場合にはなお粗飼料の供給基盤の問題、あるいは経営がいわばヨーロッパあたりと比べて日本の酪農、かなり長い歴史を持つようになったわけでございますが、まだまだ浅いという中で設備投資、いわば資産、資本の蓄積といったような点でもまだおくれおるといふ点もございまして。したがって、規模は大体E.C.並みになつてきておるわけでありまして、そういう点をお改善すべき点を改善していく努力ということをお進めしていただくことが必要であらうというふうに考えております。

○稲村稔夫君 今の局長の御答弁で、飼養頭数においては大体E.C.並みの規模ということになってきているけれども、その他経営の問題になつてくると、目も浅いし、あるいは粗飼料の供給基盤の問題だとか、いろいろと解決しなければならぬ問題がいろいろあると、こういう御答弁なんです。そうすると、飼養規模を別にしまして、今の経営の方は努力によってE.C.並みというところへ達成できるといふふうにお考えになっておるんですか。もし達成できるとすれば、大体どの辺をめどにして達成できると計算しておられますか。

○政府委員(野明宏至君) ただいま申し上げましたように、やはり一つは飼料の自給度の向上という点がございまして。そういうふうな意味で草地の開発とか、あるいは既耕地への飼料作物の作付拡大とか、そういうふうなことも積極的に推進しておるわけでありまして。そういうふうな努力と相まちまして、長期的にはバランスのとれたものにしていくことは決して不可能ではないというふうに考えて努力をいたしておるというところであります。

○稲村稔夫君 時間がありませんので、これは大臣の今後のひとつ御検討をいただきたいということと、そうしたものを含めてお考えをいただきたい

いのです。

今、局長から伺いました範囲でいきましても、これは酪農といっても北海道というその地域の範囲だけのことでありまして、日本の酪農全体ということであれば、またさらに課題は多くなるわけでありまして、また、畜産といつても、それが酪農というものでさえそうでありまして、ましてや、もっとも歴史の浅い牛肉なんかの問題になつてまいりますと、さらに問題は山積をしてまいります。EC並みということを言うからには、ECの経営そのものをいろいろと分析をして、その経営のあり方というものを我が国の現状の中でどういうふうにかかしていかれるのか、その辺のところも十分に、事務当局では御検討になつておられると思ひますけれども、さらに私は大臣の、言つてみれば農業サイドからということだけではなくて、経済原則の上にも立つて、一度きちんとした経営分析なり何なりというものをやつて、比較検討していただいて、そしてそれでEC並みに本當にしているのかどうかという本音を一度どうしても出していただきたい。本音を出していただかせんと、一生懸命そのつもりで農家の皆さん努力をいたします。努力をしてみたいけれども、結果としてはやっぱりだんだんとうまくいかない方向へばかり追いやられていく。これではどうにもならない。

第一、いろんな理屈はあるにしても、私のところにも手紙、これは代表的なものを持ってきまして、これは肉牛経営者ですけれども、もう借金でどうにもならぬという切実な訴えであります。そういうふうな借金がどんどん膨らんできているというところだけは事実なんです。これが返せなかつたらどうなるんですかという問題にもなるわけですから、そこはもつと、それこそ私は経済原則に照らして可能なかどうかということとを本當に追求していただいて、それに基づいて今度は我が国の畜産をどうするか、こういうことを出していただきたい。本音を聞かしていただける機会をぜひ大臣の在任中に、できるだけ早い機会にお願いをしたい。これがないと、価格問題を

幾ら議論してもいつも平行線のまま終わつてしまふ、こういうことなのであります。ひとつよろしくお願いしたいと思います。大臣に。

○政府委員(野明宏至君) ちよつとその前に簡単にお答えをさせていただきたいと思ひますが、例えば肉の場合でも、ヨーロッパあたりで例えば西ドイツあたりをとりましますと、肉の生産は、酪農から出てまいります雄牛を去勢しないものを肥育する……

○稲村稔夫君 いや、わかつた、わかつた。だから、そういういろいろなものがあるでしょう。そういうものがあるから、それを十分大臣に検討してもらつて、そして結論を出すようにしていただきたい。いろいろな資料、我々にもまだ知らされてないものもいっぱいあるわけですよ。だから、あなたの答弁は要らないから大臣の考え方を聞きたい。

○政府委員(野明宏至君) EC並みという点につきましては五十七年の農政審の報告にも出ておるわけでごさいますけれども、ただいま先生のお話にございますように、私も十分検証してまいりたいと考えております。

○国務大臣(佐藤守良君) 今、先生の言つたことは私よくわかります。実は私は、正直に言うところ、EC並みと答弁しておりますが、よく知りません。頭数その他、これに書いてあるけれども、知らないことではございません。そんなことで、一応大きなことでは価格がどうであるかという問題が一つあるかと思ひます。

そんなことを含めて、一週何か五十七年に出したこととあるというふうなことで、一週とこたんとやつてみたかと思ひます。そんなことを含めて、私の在任中、いつまでかわかりませんが、できれば私、今考へていることは、ヨーロッパへ行ってきようかと思ひます。今までヨーロッパへ行つてきておりますが、私は畜産は見ることがなかつた。申しわけありませんが、住宅その他専門分野を見てきたわけで、そんなものですから、一週見させて、早い機会にお答えを出して皆さんと一週

ゆっくりお話ししてみたい、こう思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔委員長退席、理事谷川寛三君着席〕

○稲村稔夫君 局長、済みませんでした。あなたもうんちくを傾けたつたんだらうと思ひますけれども、それはまた午後いろいろと聞く機会もありますので、大臣の考え方を先に聞きたいと思ひるのであります。

最後に、今度バイオテクの技術について、新技術の実用化促進というふうな局長等がいさつの中にも触れておられるわけでありまして、このバイオテクの技術の促進というのには、後でこれにもさらに局長には午後いろいろと伺いたいというふうにも思つておられる面がありますけれども、とりあえず大臣にお伺いをしておきたいと思ひますのは、やもすると、このバイオテクというのは取り扱ひいかに利益がほとんどと集積をされてしまふ、こういうおそれがあると思ひます。

だから、例えばのことですと、この間、筑波の研究学園都市に行つてまいりましたけれども、凍結受胎卵の技術が開発されている。凍結受胎卵の技術開発というのは、これはかなり高度な技術を要する。設備も必要とする。これを畜産農家がみずからやることはできないわけでありまして、そうすると、この受胎卵の供給をどこがやるんですかということでも、既に非常に大きな意味が出てくると思ひます。これを今の試験研究機関の態勢の中で供給をするのか、あるいは民間活力に依拠をするのかでこれは全然違つてしまふ。民活の名においてそこを全部押さえてしまふと後大変なことになると思ひます。こういうバイオテクとかかわりというのには非常に私気になりますので、特にそういう企業の利益のために供されることのないようにという配慮を、こういう研究とあわせて一緒にやつておられるかどうか、もしやつておられるとしたらどういう態勢でやろうとしておられるのか、それを伺いたい。

○政府委員(野明宏至君) お答えします。

畜産におけるバイオテクノロジーの問題といたしましては、ただいまお話ありました受胎卵移植の問題とか、あるいは双子生産技術の問題とか、いろいろな形で応用範囲が広がつてまいるわけでありまして、そこで、そういったような家畜改良増殖をめぐる新しい事情、懸するに受胎卵移植というふうなことが登場してきておるというふうなことを踏まえまして、先般、家畜改良増殖法の改正をいたしたわけでありまして、それに基づきまして、技術の特性に応じました所要の規制を設ける、一方、海外産の受胎卵についても証明書というふうなものを添付をさせるというふうなことで、国内利用が可能となるような措置をとつておるわけでありまして、そういうことで、新しい家畜改良増殖法に基づきまして、これからの民間活力を活用しながら適正な利用が図れるようにしてまいりたいと思つております。

○稲村稔夫君 大臣、今の畜産局長のお話にもあつたんですが、なお心配であります。特に、民間活力を利用しながらというふうな言われましたのですね。いわば企業に根づいて押さえられるようなことがないかという最大の努力をしていただきたい。そのことをずっと申し上げてきたのは、前にも申し上げてきたことと全部関連するんですが、国内生産を確保していくという観点から私は非常に重大な問題だと思ひます。それから最後にもう一つ、もとへ戻つて恐縮ですけれども、国内生産を確保するという観点から、今後輸入圧力に対しては毅然とした態度で頑張つていただけたらという決意を一度聞かしていただきた。今後は輸入についてはきちんとしていた姿勢をとつて対処をいたしますというふうな多分言つていただけたらと思ひますけれども、念押しで恐縮ですが、ぜひお願いいたします。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えいたします。一つはバイオテク等の問題ですが、御心配の点よくわかります。この点は今、局長も答弁した、そ

うということのないように配慮していきたい、こう考えております。

それから、いわゆる自由化等の問題でございしますが、私の在職中はきちんとやりたいと、このように思っております。よろしく願ひいたします。

○藤原房雄君 六十年度の畜産物価格の決定を目の前にしまして、鋭意、審議会でこれから価格決定に至るわけでありますが、大勢として報じられるところ、先に据え置きありきじゃないけれども、ムードとしてはそういう方向にあるみたいないな雰囲気といえますか、これは非常に遺憾なことだと私は思ふんです。過日、十九日の日に、大臣にも私も公明党としまして申し入れをいたしました、何項目かにわたりましたお話を申し上げましたが、私が長々申し上げるまでもなく、もう既に御存じのとおり、五十二年以来わずか一、四％そこそこの乳価のアップ以来ずっと推移しておる。しかし、生産資材や生活費は、それぞれの地域もございまして、全国平均ということとか、また各地域ごとの指標もいろいろございまして、

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

それ相当地に生産資材や生活費は上がっている。最近では各畜産、酪農につきましても、特に酪農なんかは一頭当たりの乳量が多くなつて経営が安定の方向にあるということで、またそういうことから据え置きみたいな雰囲気が出てくるという。しかし、それは表面的なことでありまして、また個人差、地域差、規模の相違、いろいろな違いがありますから、押しなべてこれをはかるということは非常に難しいことですが、しかし、一枚皮をはいでその実態というものをよくひとつ見ていただいて、畜産農家の所得と畜産の再生産のできる価格というものをやっぱ真剣に、七年も八年もほぼ据え置きに等しいような状況で推移しております現状の中で、物価指数もそんな大幅な上昇があったわけじゃありませんけれども、しかし、七年も八年もたちますとやはり数％上がっている現状については、いろいろな指数がございま

すから御存じだと思ひますが、本当に農家の立場に立つて、再生産ということの上に立つて厳密にこれは御検討いただかなきゃならぬ。

このことをこの前も申し上げておるわけでありますが、そういうことから農家の方々も最近では非常に御努力をしておりますが、ここで問題になるのはやっぱ生産性を上げることが何とでも大事なことで、規模やいろいろなことについてはECに近づきつつあるということでありまして、限度数量というものは、やっぱ生産性を上げるためにはどうしても多頭飼育またはたくさん乳量を出す、こういうことによつて生産性が上がるという一つの大きな力になることはこれは論をまたないことだと思ひます、そのほかいろいろな手だてはありますけれども、この限度数量を抑えられて、そしてその枠の中で生産性を上げることが非常に難しいことです。

しかしながら、需要と消費というこういうパランスの中で限度のあることは、これは当然私もわかりませんが、しかし、昨年のように、脱粉ではありますけれども輸入をしておる。また、生乳換算にしますと、限度数量を超える数量が輸入されているんじゃないかという、こんな換算の数値も出ておりますが、こういうことではコスト低減、そしてまた限度数量で頭を抑えられた中で生産性向上、これは非常に農家にとっては逃げ道のない大変に難しいことであつて、限度数量というのはいやばりそういう点では農家の生産性を上げるためには、どうしてもやっぱ枠を拡大するということ向うというのは真剣にこれは考えなきゃならぬ。そのための輸入に對してどうするかという手だてや、今日までもいろいろな議論をされてまいりました製乳製品やなにか、いろんな問題が提起されましたけれども、そういうこと等もあわせて、この生乳換算にしまして限度数量の枠の拡大の方向性というものは、どうしてもやっぱ生産性を上げるための大きな問題としてこれには真剣にひとつ配慮しなきゃならぬ。

本年の価格決定に当たりまして、やっぱりのこ

限度数量を上げるといふことと、また金融、負債整理、二つが一つの大きな課題になっているわけでありまして、そのほか、乳価が上がることはもちろんこれは一番手取り早いこととありますが、こういう諸情勢の中で大幅な値上げといふことはなかなか難しいことだろうと思ひますけれども、この限度数量の枠の拡大ということについて、大臣、これをどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。私は、この輸入のことから、また生産性の向上から、いろんな観点からその必要性について、言葉は少ないんですが、多くの問題をやらんでこの問題については、農水省としても十分御関心を持っていらっしゃるのだらうと思ひますし、この点を最大限御努力いただきましてと畜産農家、酪農も、やはり表面で見ている数字ではじいてるそういう実態とは大きな乖離がある、その穴を埋めることができないんじゃないかという私は感じがするんですが、どうでしょう。

○政府委員(野明宏基君) 最近の酪農経営の全体的な動向といふのは、収益性も改善されてまいつておるわけでありまして、そういう状況の中で、今後法律に基づきまして審議会の意見を聞いて決めていくということになるわけですが、限度数量の問題につきましては、やはり我が国の生乳生産の構造といふものは、ややもすれば供給過剰に陥りやすいというふうな構造を持っておりますのでございまして、したがって、現に計画的な生産も推進していくことが必要となる状態になつておるわけでありまして、したがって、五十年代初頭のような過剰を再び招くというようなことはこれは避けなきゃいかぬ。それからまた限度数量という問題、これは財政負担という問題がついて回つておるわけでありまして、したがって、そういう財政負担までして供給しなければならぬ、そういう乳製品といふものについても考えていかなければならぬ。それから最近脱脂粉乳等、いわゆる本生乳で供給する、あるいは生乳を使用する、例えばヨーグルトとか乳酸菌飲料とか、そう

いったものが財政負担の伴つた形の乳製品で供給されるということについてもやはり問題があるんじゃないかならうか。さらには、現在の乳製品の需給、ややもすればバターについては過剰になるおそれもある。そういうたような諸般の事情を踏まえて、審議会の意見も聞いて適正に決めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 今、過剰になりやすいとか、または財政負担がどうか、生乳がどうか、何点か挙げておりましたけれども、それは当然のこととありますが、一つ大事なことは、財政負担云々と言ひます。EC並みになつた、なつたと言ひますけれども、とにかく日本の酪農は戦後わずかかの期間にこのように大きくしたわけですから、どうしても体質的に脆弱なところがある。これをある程度支えて、そして強固なものにしませんと、さっきパイオの話がありましたけれども、あした、あさつてにそれがすぐ実現するわけじゃないですから、そういうことを考えますと、やっぱ農業といふものは息の長いものでしょう。それを五年か十年か十五年でEC並みに引つ張つていくということですから、農家の人たちは一生懸命努力しても、努力には限界がある。

こういう中でのことですから、今日も金融対策はいろんなことがあります。今、行政改革ということととかくに財政負担ということがすぐ口に出るんですけども、それは過度なことがあつてはなりませんけれども、こういう脆弱な体質のものを強化しようといふことではいろんな施策がなされる。そういう中で、ある程度財政負担もやむを得ない面もある。そして、早くに体質を強化いたしませんと、自由化の波に押されて、今農産物、貿易摩擦といふと全部集中的に農林水産省に覆いかぶさつてくる。ぎりぎりになつてから、さあ魚が大変だ、肉が大変だ、オレんじが大変だ、そこで何とかその場を繕うのがよくよくで、そういうことをいつまでも繰り返していったんではなりませんので、やはり長期戦略といひますか、展望の上に立つて、できることとできないこととを

○政府委員（野明宏至君） 酪農負債の問題につきましては、五十六年度から五年間の予定で、農協

限の延長など、償還条件の緩和措置と相まちましてやっています。おそれるわけでありまして。その間その効果は顕著にあらわれておりまして、対象農家の所得も向上するというふうなことで、また対象農家の戸数も減ってまいっております。六十年度は最終年度にあるわけでございますけれども、そういう対象経営の生産性の向上の努力の状況などを見きわめながら検討を進めてまいりたいと考えておるわけでありまして。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。これはもう大変大切な問題でございます。負債整理に二つの立場があると思ひます。一つは、今まで先生が先ほど御指摘になった急激に頭数をふやしたということで、その価格が非常に不安定というふうなことで負債のふえた方、それから、これからやっぱり負債のふえそうなる人、この二つがあると思ひますが、今までの分につきましては、局長が言つたようなことで、たしか五年前は三千数百億農家がアツたのが、今千八百億ぐらいになって、こゝろで大分なるのじゃないかと、このように思つておりますが、実は基本的に、牛というのは素牛で一頭三十万ぐらいだと思ひますが、それで別に金利費用等を含めて約二十万ぐらいかかると思ひます。そうすると約五十万、百頭で五千万かかるわけですので、したがってそのときの価格がどうかで非常に違ってくる。そんなことで、そういうことを含めて金利あるいはその他価格等を含めて総合的な対策を練らないとこの負債問題は片づかない、このように思つておるわけでございます。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。これはもう大変大切な問題でございます。負債整理に二つの立場があると思ひます。一つは、今まで先生が先ほど御指摘になった急激に頭数をふやしたということで、その価格が非常に不安定というふうなことで負債のふえた方、それから、これからやっぱり負債のふえそうなる人、この二つがあると思ひますが、今までの分につきましては、局長が言つたようなことで、たしか五年前は三千数百億農家がアツたのが、今千八百億ぐらいになって、こゝろで大分なるのじゃないかと、このように思つておりますが、実は基本的に、牛というのは素牛で一頭三十万ぐらいだと思ひますが、それで別に金利費用等を含めて約二十万ぐらいかかると思ひます。そうすると約五十万、百頭で五千万かかるわけですので、したがってそのときの価格がどうかで非常に違ってくる。そんなことで、そういうことを含めて金利あるいはその他価格等を含めて総合的な対策を練らないとこの負債問題は片づかない、このように思つておるわけでございます。

ざいます。安いのが約七・五％ぐらい。そんなことで、仮に金利を四％下げても五千万の場合二百万違う。こういうことを含めてでございますが、そういうことを含めて総合的に負債対策に取り組みたいと、このように考えております。

○藤原房雄君 ぜび、大臣もいろいろお考えのようですから、ひとつ御努力いただきたいと思ひます。

何といつても思の長い作業ですから、長期計画を立てて返済計画を立てる。ところがオイルショックや何かある。そういうことで、大変な社会情勢の変化で当初の計画が大幅に狂う。そういうときに、そういうものを勘案して償還計画を変えてくれるのらないんです。なかなかそういうことは難しい。そうすると、そういう波は全部農家が背負わなければならぬ。そういう中での苦闘、こういうこともいろいろあります。それは一々手直しするということとは難しいことかもしれないが、やっぱりそれをバックアップするための施策というのは、大臣もいろいろ今お話ししておられましたが、本当は本人の努力ということと、またそういう行政の施策ということと相まちまして、やはり自分がやろうと思つて一生懸命努力しておる、そういう者にはぜひひとつ花を咲かせていただきたいと思ひます。

審議会、審議会と言つて、私も時間がなければ最後に大臣にお聞きしますが、そんなに審議会と言つたら、去年審議会で建議をした乳製品それから畜産物価格、この建議がどのぐらいひとつ忠実に守られておるのかということをつつ聞きたいところだけれども、時間がないからこれは午後、大臣がいらないことになるかもしれないけれども局長にお聞きします。しかし、総合的にこの建議についてはどういう取り組みをしたかということをつつこれは大臣から一言お聞きして、私終わりたいと思ひます。

○政府委員(野明宏至君) 昨年度の畜産振興審議会においても建議をちようだいいたしておるわけでありまして、それぞれにつき適切な対応をいた

しておると、こういうことでございます。

○国務大臣(佐藤守良君) 大変申しわけございません。私は建議等その取り組みについて十分理解しておりますが、今、局長の答弁したとおりだと思ひます。

○塩出啓典君 それでは、六十年度の畜産物価格決定を前にいたしまして農協からいろいろ要求が出されておるわけでありまして、この数年、要求額も大変目まぐるしくございまして、特に加工原料乳保証価格あるいは限度数量等、農協要求の実現については情勢はどういう情勢であるのか、これを率直な御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。最近の酪農経営をめぐる状況につきましては、一頭当たり乳量が増加しております。それからまた家族労働時間、一頭当たりの家族労働時間も減少をいたしております。そういうことによりまして生産性が上がっております。それからまた収益性も向上いたしております。さらにまた、配合飼料価格も昨年の七月とことしの一月、二度にわたつて引き下げられるというふうな状況にあるわけでございます。

そういう状況踏まえて、加工原料乳の保証価格等については法律に基づきまして、生乳の生産条件あるいは需給事情その他の諸事情を総合的に考慮いたしまして、畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決定することとしておるわけでございます。

○塩出啓典君 大変農協の要求に対しては厳しいような御答弁と受け取つたわけでございます。

今回、骨なし肉の関税の問題とか、あるいは乳製品、豚肉、液卵の輸入の問題、あるいは牛肉、オレシンの輸入枠の問題、こういうような点が要求が出ておるわけでありまして、これは大臣にお尋ねをしたいんであります。私たちが、昨年の大統領選挙が終われば米国の日本に対する開放要求というものは大変変わってくるんじゃないか、そのように考えておつたわけでありまして、今年一月、総理も訪米されたわけでありまして、それ

以後さらにアメリカの対日要求というものはますます険しいと、けさもニュースで大河原前アメリカ大使がそういうような情勢を言つてきておるわけでありまして、我が国に対する外国からの開放要求の状況というものはどういふ状況であるのか、またその原因はどういふところにあるのか、農林水産大臣の御認識を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 塩出先生にお答えいたします。

今、先生のおっしゃつたこと、実は私も大河原大使にきのうお目にかかつて約三十分ほど貿易の話をしまして、想像以上にアメリカが、特に議会が日本に対し厳しいという話を聞いたわけでございます。この間、経団連の稲山さんが団長で東南アジアを回りましたときも、やっぱりタイ、マレーシア、インドネシアその他におきまして同じような厳しい状況にあるということを聞いた。例えばタイなども、特に骨なし肉肉などににつきましてはいろんな要望があるわけですね。大体約二十五億ドルぐらい日本と貿易を結んでおるが、そのうち十五億ドルぐらいがやはりタイが輸入超過である、これを何とかしたい、こんなことで、そういうところでも出ておるというふうなことでございまして、大変アメリカ、東南アジア含めて日本に対する要望が厳しくなつておると思ひます。

その一つは、東南アジア等におきましてはやはり日本は先進国である、そんなことの中で、ひとつ後進国の仕事は後進国に譲つてもらいたい、日本はもっと先端技術産業等、より新しい仕事をやつてもらいたい、こんな要望もかなりあるような感じがいたします。特にアメリカにおきましては、また今度は日米經常収支の黒字約三百四、五十億ドル、このことはアメリカの赤字の約三分の一、日本が黒字を持つて帰つておる、こんなことを含めていろんな状況が厳しくなつておるというのが現状だと思ひます。

そういう形の中で、農産物の市場開放問題につきましては二つの立場があると思ひます。一つ

は、やっぱり関係国との友好関係を配慮する必要が日本にあると思ひます。そういう形の中に、どうして我が国農業を生かすかとの観点に立ち、その健全な発展を図るか、その調和をどう図っているかといふことが一番難しい問題だと思ひつています。そんなことが、我が国は農産物について既に五十九年度に百八十六億ドル輸入しては世界の大輸入国です。アメリカからは農産物だけで七十七億ドル、農林水産物を入れましたらば約九十二億ドル入れているというのが現状です。

そんなことでございますので、私はいろんな国際化の要請はございますけれども、我が国農業の生産性の向上とか体質の強化を図りつつ、諸外国に對しましてはこれまでの市場開放措置や我が国農業の置かれていた厳しい実情等について十分説明し、その理解を得ながら対処してまいりたい、このように考えております。

○塩田啓典君 どうも私たちの感じとしては、昨年の景気も非常にいいと言つけれども、それはいわゆる輸出産業に依存している外需依存の景気のよさでありまして、そういうものがすべて貿易のアンバランス、そのしわ寄せが全部農業に來たものではたまたまないと思ふんですね。そういう意味で、こういうような問題はただ農水省だけではなしに、

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

日本の各界の協力というか、また各大臣、内閣としての協力もなければ日本農業を守っていけないんじゃないかと思ひますので、そういう意味で農林水産大臣としてもそういう大局的見地に立ってどんどんひとつ経済界や各閣僚に對しても要請をして、農業だけが犠牲にならないようにぜひ頑張つていただきたい、このことを強く要望をいたしておきます。

それから次に、畜産農家の経営状態の問題であります。負債が非常にふえておる、そういう意味で五十六年度から酪農経営負債整理資金というものを五年間でやつて大変効果を上げた、そういう

うようなお話でございますが、私がいたいた農協からの資料によりますと、借入金の高の推移を見ますと、昭和五十六年度を一〇〇とした場合に、酪農はほとんど一〇〇前後で余りふえてはいない。そういう意味では、酪農経営についてはその効果が出てきたのかな。しかし、肥育牛を見ますと、五十六年度を一〇〇としたしますと、五十八年度に三〇〇、五十九年度は四〇〇、この三年ぐらゐで借入金の残高が三倍、四倍になっておる。こういう意味で五十七年度から政府も肉畜経営改善資金という制度を導入をしておるようでありましたが、余り効果を發揮してないんじゃないか。この点今後どうされるのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(野明宏至君) 肉用牛経営につきましては、近年急速に規模を拡大した農家の一部には、生産資材価格や畜産物価格の変更に加へまして、生産性の向上のおくれなどによりまして負債が累積、固定化して借入金の償還が困難となったものが見られたわけでございまして。そういうことを背景といたしまして、農家の自助努力や農協等の融資機関の既貸付金につきまして、償還期限の延長などの償還条件の緩和と相まって、臨時特例的な措置として五十七年度に肉畜経営改善資金の貸し付けを行ったわけでございまして。同時に、農家みずからの経営、家計全般にわたる合理化努力と、それからさらに関係団体によりまして経営指導を通じて経営の改善、向上を図っておるわけであります。

これにつきまして、借り受け者の経営状況がどうなつておるかということにつきまして、肉畜経営の改善推進協議会というところで調べておるわけでございまして、農家所得も五十九年には五十八年に比べて全般的に好転しております。その効果は上がつておると言えようかと思ひます。例えば肉専の肥育経営の場合には、五十八年の実績が五百五十四万円であつたわけでございしますが、五十九年には六百九十七万円というふうにして所得の向上が見られておるわけでございします。そ

ういったようなことで、各繁殖経営、それから肥育経営につきまして全般的に経営は改善されておるものと考えられるわけでございしますが、素畜費とか飼料費につきまして借入金の依存度が高い経営とか、あるいは過去に素畜の高いときに導入したそういった経営の中には、なお借入金の金利負担とその償還というところで経営の改善、向上が十分でないものが見られるわけでございします。こういった個別的な経営対策としては、従来から自創資金の再建整備資金の融通を行つておりまして、これにつきまして六十年度融資枠を拡大いたしましたとともに、その他各種制度金融についても肉用牛を中心に充実を図ることとしたしておるわけでございします。

そういうことでございしますが、今後とも、枝肉価格なり飼料価格なり素畜価格等の動向に留意しながら実態の把握に努めて、適切に対処してまいりたいと考えております。

○塩田啓典君 先般、私たちが仙台と広島に二班に分かれていろいろ農業地帯へ参りまして、畜産農家とか果樹農家とか漁業とか、いろいろな御意見を聞いてきたわけでありますが、今、局長の話ではかなり好転をしているということですが、それども、必ずしもそうではない。特に肥育経営はもとより、繁殖も含めて、肥育あるいは繁殖している経営は非常に厳しいわけで、このデータを見ても借り入れはふえていますから、そういう点、今後ともっと長期の低利の資金を供給するように努力をしてみたい、このことを要望しておきます。

それと、やはり融資をすればいいというものではないに、経営改善というか、酪農も、最近はいろいろ技術、品質管理と申しますか、えさをやるにしても、その日に出てきた乳の量によつてえさをやるのと、いろいろ細かい技術的な面の指導、経営の面と技術の面、そういう面でレベルアップをしていかなければいけないのじゃないかと思ふのであります。農協からの要求といたしましても、経営指導というもの、やはり県信連と

か、あるいは経済連とか中央会とか、そういうのがばらばらにやつておつたんではいかぬ、やはり総合的に指導をもつと強化をしてもらいたい、だから、県によつてはそういう総合的な指導体制をつくつておるところもあるようでありまして、そういう点にもっと国は助成をしてもらいたいが、こういう要求が出ておるわけで、私も全くそのとおりだと思ふのであります。今後経営指導の強化というそういう点について、これは農水大臣からお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(野明宏至君) 特に肉用牛経営につきましては、歴史が浅いこともありまして技術水準もばらつきが見られるわけであります。それから、素畜を入れたからそれを回収するにいたしましたけれども長期間を要するというふうなことで、その間の指導というものが非常に大事でございします。それで、今お話をいたしましたように、えさの問題あるいは経営それ自体の問題、それから販売の問題いろいろございします。したがしまして、そういった経営の実態に即しましてレベルの高い総合的な経営指導が必要だろうと思つております。そういう意味で、経営計画の作成とか、あるいは牧畜場の指導、そういうふうなことを通じて経営管理能力を向上させていく、さらには畜産の経営技術を改善するための各種の指導情報を提供すること、また、投資の適正化を図るために、制度資金等を活用して新規投資をいたしますという点についての重点指導をするというふうなやはり総合的な指導が必要だろうと思ひます。ただ、これについて政府が助成をするかどうかということは、ある意味では、そう申し上げては恐縮でございしますが、みずからの問題でございしますので、そういった点も考えていかなければならぬのじゃないかというふうな思つておるわけでございします。

○国務大臣(佐藤守良君) 塩田先生にお答えします。今、局長が答弁したとおりでございしますが、第

一点の、負債を長期低利融資に切りかえる、この努力は最大限やりたいと思っております。

それから経営指導の問題ですが、これは実は経営者自身が考えることでございます。そんなことで、例えば販売の問題あるいは老後の問題あるいはコストの分析の問題等を含めて当然強化したい点は、やはりこれは自分のことなものですから、今、先生おっしゃるような補助金等の問題につきましてもなかなか難しいんじゃないかと、こう思っております。

○小笠原貞子君 もう十年近い前に、私は農林水産委員でいろいろとお願ひいたしました。それ以来私、国会へ出て十七年目になるんですけれども、北海道の農業を見ますと、一〇〇％悪いとは言いません。酪農負債対策などいろいろな政策もありまけれども、基本的な問題としてはちっとも解決されていないのではないかと。そういうことで、こしも一月、二月いっぱいかけまして北海道各地の水田、畑作そして酪農とずっと調査いたしました。いよいよ乳価の決定という時期になりましたので、きょうはその乳価についてお伺いしたいんです。

最近のいろいろな世論とか、またきょうの御質疑を伺っております。乳製品の市況は回復してきた、乳量も増産されてきている、経営の収益性も上がってきた、だから、こしも乳価は値上げする要因はないと、こういうふうに言われているわけなんです。

私はまず言いたいことは、例えば労働者の賃金と比べても、アップ率は年々下がっておりますけれども毎年上がっているんですね。ところが、農家の、酪農民の場合を調べてみると、五十三三年の一日当たりの家族労働報酬というのは八千二百四十二円でした。ところが、今幾らになっているかというところ、六千八百九十四と、こういうふうな二〇％下がっております。労働者の調べでは三％上がっております。百姓だから、酪農民だから賃金は下がってしまうのがない、もってそれで我慢しろとおっしゃるのならこれは大問題。

題。ということで、特に私が調査いたしました中で、それをしよっている主婦の方たちの苦勞を思ったときに、何ともしよこの乳価というものを引き上げていただきたいと、そう思うんです。ところが、いろいろとそちらのお考えもあります。だから、私は事実について伺いたいと思います。事実は強いんです。見解の相違も党派の違いもございません。

この事実を申し上げますのは、これは農林水産省が広域統計情報事務所、この管内というのは日高とか十勝、釧路、酪農の大きな中心地帯になっているわけなんです。その「昭和五十八年度の農家経済（経営組織別概算値）」というのが出ております。これを私と調べて、なるほどな、事実はそうなんだということがわかったわけです。これは農林水産省の統計事務所ですから、おたくの方の資料ですよ。ここに「酪農単一経営」というのがございまして。いろいろ畑作とかありますけれども、「酪農単一経営」で見ますと、こう書いてあるんです。『酪農所得は四百四十八万二千円、前年度に比べ二四％と大幅に減少した』。その理由、

「これは生乳生産量の増加による増収はあったものの育成牛及び成牛の価格低迷により、その販売収入が前年度に比べ一五％、百万一千円減少したこと、そして続いて「酪農経営費が農業生産資材価格の値上がり等で対前年比四％増加したためである」と。前年度に比べて所得は二四％ダウンしましたと、こう書いてあります。そして次に、「農家総所得は四百九十八万四千円、前年度に比べ一六％減少」しました。農家総所得も一六％減っています。そして、「農家総所得から租税公課諸負担を差引いた可処分所得（手取り収入）は三百七十六万六千円、前年度に比べ百七万二千円（二六％減）の減少となり、五十三年度以降では最も低くなった」と、こういうふうな書いてあるわけですね。

そして、家計費というところがまたあります。五番目、「家計費は四百三十六万九千円、前年度に比べ二％増加した」、いろいろと家計費は住居費、交通費、雑費、光熱費というようなものも上がった。しかし、いろいろ書いてあるけれども、家計費というものは「総額では二％増となっている」。それを「世帯員一人当たりで見ると、家計費は対前年比一五％減で、所得の低下による消費活動の引き締めがみられる」、つまり家計費の支出は抑えているんだ、去年よりも一五％も家計費を引き締めているよと、こう書かれているわけですね。

そして、この後ろの方の統計を見ますと、家計費は幾らかといいますが四百三十六万八千九百円だと、こういうふうになっているわけなんです。つまり家計費は四百三十六万九千円かかりましたと、こうなるわけですね。しかし、収入は幾らかといいますが、収入は先ほど言いました三百七十六万六千円という数字になってくるわけなんです。わかりましたか。手取り収入は、先ほど言いました租税公課抜かしたところでは三百七十六万六千円の収入と、こういうわけですね。そして、家計費は締められたけれども四百三十六万九千円出ましたよと。これはおたくの数字ですからね。そうすると、差し引き赤字は幾らかというところ、二十九万三千円の赤字になってしまった、だから大変だということをおたくの資料でわかるわけですよ。

これは北海道の酪農の有数地帯の帯広ですよ、帯広管内。EC並みだとか、日本で言えば北海道酪農はいいなと、こう言われるけれども、その北海道の酪農の実態がおたくの資料で見てもこういう資料になって出てきております。こういうことを、大臣、本心に考えていただきたい。そして、乳価というものを適正に引き上げていただきたい。結論は簡単なんです。実態を申し上げました。乳価について適正な価格に引き上げるといことが、どうしても今必要だと思えます。大臣の御答弁をお願いいたします。局長、後でゆっくり聞きますからね。大臣、結構勉強していらっしゃるから、大臣のお答えをいただきたいと思えます。

○國務大臣（佐藤守良君） 先生にお答えします。

今の先生のお話は、ちょっとこれを見ておきますと、農家所得は四百四十八万二千円ということと、前年度と比較して、これは育成牛及び成牛の価格低迷によって大体販売収入が前年度に比べ一五％、百万一千円減少したということと、もう一つは、酪農経営費のうち農業生産資材が四％上がった。そのことで約百二十九万円の赤字になったということだと思えますが、その後、実は五十七年、五十八年に比べて、例えば収益性などを見ておきますと、例えば北海道で一日当たりの家族労働報酬というのは五十七年が四千六百三十三円、五十八年が六千八百十九年で四七・八％向上しておる、そういう数字もございまして、また、搾乳牛一頭当たりの所得、これも実は五十八年より五十七年、五十八年より五十七年五十六年よりマイナスイメージでした。五十八年になりますと逆に一％ふえておると、こういう資料もあるということでございます。そんなことでございまして、先生の今おっしゃった数字は一番悪いときの数字じゃなかったかと、よくわかりませんが、今、数から見ますと、ちょっとこういう感じが実はいたしておるわけでございます。

そんなことでございまして、先ほどから答弁しておるようなことでございまして、事実一頭当たり乳量の増加、これはもう間違いないわけですよ。それから生産性、収益性も向上しておる、また配合飼料、これも二回にわたってたしか三千二百円ずつ下がっておるといふようなこと、そんな材料もあるということを実は申し上げておるわけでございます。

○小笠原貞子君 一番悪いのを引っ張ってきたんじゃないんで、まだこっちは五十九年出てないんだから、一番最近の五十八年ということと、それで御意見があればまた今度時間をとってゆっくりやりましょう。だけれども、これは一つの事実でございまして申し上げたんだから、これを否定なさるわけにはいかないと思う。だから、これに基づいて乳価値上げということについて大臣として御努力をいただきたいということを再度お願いをい

たします。それで、北海道をごらんになったことないでしょう。ヨーロッパはもちろんだけれども、まだ北海道の酪農を御存じありませんね。だから、ぜひ一度お待ちしてありますから、おいでいただきたいと思ひます。

さて、次の問題は、加工原料乳の先ほどからおつしやいました限度数量の問題なんです。保証価格を上げていただくと同時に、加工原料乳の限度数量をどうしても上げなければならぬ。なぜかといふと、五十八年度の実質手取り乳価といふものを生乳だとか加工乳、いろいろ出た量とお金を計算いたしますと、五十八年度の実質手取り乳価は八十九円三十五銭だったんですよ。それが五十九年度は、五十九年四月から六十年二月の見込みで決めなければならぬ。前年度より一円十銭マイナスの八十八円二十五銭になる見通しになっていくんです。今、なぜそんな数字になったのかといふことが問題なんです。これは加工用向けに認定されない限度数量、枠がありますから、その枠以上は認定されませんからね。その認定されない限度数量からはみ出したたくさんのは、国からのいわゆる不足払いによる補給金があるという形になりますと、キログラム六十九円十八銭という極めて安い価格で出荷せざるを得なくなっているわけなんです。それで、その量が十三万トンに及んでしまった。だから、結局、不足金のもらえない加工原料乳というものが十三万トンあって、そしてそれが六十九円十八銭という安い値段で売らなければならないということの結果、去年に比べて農民の手取りの乳価というものは一円十銭マイナスなんです。据え置きどころじゃなくて、マイナスになっているんだということなんです。

だから、保証価格が据え置き、五十八年九十円七銭ですか、五十九年九十四円七銭据え置きですよと保証価格で言われるけれども、あれは補給金が入っている価格ですから、限度数量をはみ出した分については補給金がないんだから、全体の乳価を引き下げて、詳しくダブって言いますけれども、手

取りは実質下がってきているから農民が乳量を上げる、加工原料乳枠を広げるという要求になってきているわけなんです。それで足りなくなつちやうて、脱脂粉乳を八千トンも緊急輸入するといふ事態になったのは御承知のことだと思ひますね。生産調整下で輸入するといふ、まことに酪農民にとつてはもう本当に腹立たしいですよ。だから、この問題、質問は、限度数量の適正な枠の拡大をして、調整しておいて輸入するなんというふうな農民に対する裏切りは私はもう絶対やめていただきたいといふのが、二番目の質問です。どうぞ大臣、御決意のほどを。

○政府委員(野明宏至君) ただいまのお話でございますが、御案内のように、昨年の夏は、牛の夏ばてといふふうなことで生乳の生産量も落ちたわけでございますが……

○小笠原貞子君 済みません。もう時間がなくなつてきましたので、枠を広げる努力をしていただくかどうかといふそのこと一点、大臣、簡単に一点答えてそれでいいんです。

○政府委員(野明宏至君) 秋以降につきましては、生乳生産量は急速に回復してまいっております。したがって、確かに全体平均しました手取り乳価という問題は一方であるわけでございますが、一方では生乳生産量が急速に回復しておりますといふふうな問題もございまして、限度数量の問題については、そういう点も含めて慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生のおっしゃる意味はよくわかりませんが、限度数量を拡大すれば一円十銭が原価どおりいく、だから枠を拡大してもいい、そういうことをおっしゃっていると思ひますが、実は、これは先生御存じと思ひますが、加工原料乳の限度数量については加工原料乳生産者補給金等暫定措置法という法律がございまして、そんなことで、大変意にそぐわないと思ひますが、いろんなことを総合的に勘案し、畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決めたい、こう思つております。

○喜屋武眞榮君 私は、大臣にお尋ねする前に、基本的なことをまずお聞きしたいと思ひます。

まず、国土開発という観点から、少なくとも日本列島の国土は一億二千万国民の食糧の生産基地として最高度に発揮する、こういう原点到立つならば、亜熱帯、そして豊富な太陽エネルギーを持つておるところの沖縄の地域というものを国土開発の一環という立場から、私は農業の立場から見れば、沖縄という土地は最も農業基地として、水産基地として、そして畜産基地として最適の条件を具備しておるところの日本にとつてかけがえのない土地である、地域である、このように私は理解しておりますが、大臣、いかが認識しておりますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えします。先生と同じ認識を持っております。

○喜屋武眞榮君 それでは、今の大臣の御答弁を正しく受けとめまして、沖縄の酪農についてお尋ねしたいと思ひます。

御承知かと思ひますが、沖縄は戦場になりました、地上の物件が九六%破壊、人間も二十余万犠牲になった。国破れて山河なしという言葉も生まれたわけですが、そういう惨状の中から、十頭の乳牛から出発したというのが沖縄の酪農であります。そこで、五十八年度には飼養戸数が二百四十戸にふえた、そして飼養頭数も八千二百八十頭、このようにふえてまいりました。そして五十七年度には、その飲用牛乳が約四万八千キロリットルという生産を上げた。それに呼応して、消費量が五十二年以降生産量を上回る状態になったといふ、こういう情勢の中から沖縄の酪農は今日に至つておるわけでありまして、

そこでお尋ねしたいことは、沖縄の酪農と今問題となつておりますL牛乳との関連について私はお尋ねしたいのでありますが、ひとつ率直な大臣の御見解を承りたいと思ふのであります。その結論、お答えをお聞きする前に、次のことは申しておきたいと思ひます。五十八年三月に、L牛乳は、食品衛生法上常

温化について問題がないということが一応厚生省から打ち出された。それが問題となつて、要冷蔵要件が撤廃されると国内の牛乳の流通機構が大混乱を起すのである。これは単に沖縄だけの問題ではないと私は思つております。日本全体の立場からこれは大混乱を起すのであります。特に、いまさき申し上げてみたような、四十年の風雪に耐えて発展してきた沖縄の酪農が、これを実施された場合にはそれこそ大打撃を受けるので、もう再起不能、こういう方向に追い詰められるのではないかと、こういう心配があるわけでありまして、

それで、このように、県議会を添えて陳情、要請に最近来ておりますので、大臣もそのことをよく御認識だと思ひますが、そのことについてひとつ大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えいたします。もう既に先生がお話しされたとおりでございますが、L牛乳の要冷蔵要件を撤廃した場合にも、流通上の混乱を最小限にとどめるよう、生産者、乳業者、販売業者等の意見を集約の上、適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○喜屋武眞榮君 いやいや、ちょっと今のははっきりいたしませんか、L牛乳の厚生省の意見に対して、それを全面的に受け入れて実施される、こういうことなんですか。

○政府委員(野明宏至君) LL問題につきましては、五十八年三月に厚生省において安全宣言を出されております。それで、要冷蔵要件を撤廃する条件はでき上がつておるわけでございますが、その際、農林水産省の方に、流通上の混乱を最小限にとどめるよう検討してくれ、こういう御依頼があったわけでありまして、それを踏まえて、現在、流通上の混乱を最小限にとどめるように、生産者、乳業者、販売業者等の意見を調整しておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 もう一遍重ねてお伺いします

が、いわゆるその方向にはあるが検討の余地はある、検討はする、こういう御配慮なんですね。

○国務大臣(佐藤守良君) そうです。

○喜屋武眞榮君 特に私、重ねて申し上げたいのは、生産者と乳業者との納得のいくコンセンサスを詰めてもらわないという、ただ一方的にこれがやられた場合に、いわゆる日本の農政というものの基本的な問題にこれはかかわってくる、これは思ふんです。ぜひひとつ、生産者とそれから乳業者との納得のいく話し合いによつてこの結論を出していただきたいということを強く重ねて私、要望を申し上げます。これに対して大臣、もう一遍コメントしてください。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えいたしますが、今、私、局長も言ったとおりでございます。流通上の混乱を最小限にとどめるよう、生産者、乳業者、販売業者の意見を十分聞きまして集約の上、適切に対処してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 非常に不安があるわけでございますが、私はそれを揺るぎなく監視しておきたい、見守っておきたいと思ひます。ひとつそのように対処していただきたいと思ひます。

時間が残りましたので、次に、沖縄の畜産の中で黒毛和牛の飼育について、特に沖縄の場合、粗飼料の生産性が非常に高い。粗飼料の条件がよろしい。例えばサトウキビの葉っぱ、あるいは芋のつる、それから牧草の栽培、これが全国的に見ましても非常に有利な条件にあるわけであります。が、今、日本の畜産の推移を見ますと、飼料問題が大きな問題を生じておるわけなんです。家畜の問題、飼料、外国から輸入した濃厚飼料が非常に日本の畜産に影響しておる。特に黒毛和牛の場合、粗飼料というものと肉質というものの戦前からの非常に高い密接な関連、評価があるわけですが、その点からも、沖縄における黒毛和牛の飼育、その生産性が高いという立場から、今後肉用牛の安定した生産振興を図るためには牧草地の造成あるいは生産基盤の整備、そう

して沖縄に適した牧草の開発を積極的に進めていきますならば、沖縄は日本の畜産基地としてまさに最適であるという、こういう評価ができると思ふのであります。大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。

沖縄県の畜産は、恵まれた自然条件のもとで、畜産につきましても農業の基幹的な科目として振興が図られておるわけであります。畜産部門が農業粗生産額の約三割を占めるに至っております。それからまた、肉用牛についても現在四万頭を超える頭数になっております。したがって、沖縄県におきましては沖縄県の形成を指して取り組んでおるわけでございます。

その場合に、御指摘のように草の生産というのが非常に大事な問題でございます。団体の草地開発事業あるいは畜産基地建設事業、さらには先ほどお話ししました家畜導入につきましても、バガスとかそういったような未利用資源を活用した取り組みをしておるわけであります。今後とも、そういった点を積極的に進めまして、肉用牛生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(北修二君) 本件に対する質疑は午前はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時六分開会

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○稲村稔夫君 午前中、大臣の基本的な考え方を聞きたいということで質問をいろいろしたわけでありまして、それでは極めてまだ不十分

な面もあるわけでありますので、なお何点かについて畜産局長の御答弁をいただきたい、このように考えております。

その第一点は、午前中の答弁の中でも出てまいりましたけれども、国内生産の、特に酪農を中心にしたしまして過剰にならないようにというようなことをいろいろと配慮をしておられるように受け取りました。過剰にならないようにということ、ちよつと私には大臣答弁とかかわりでなかなか理解し切れない。ということ、国内生産を一応確保していくということによって、それを基本にすることによってだんだんと生産が拡大してくれば輸入は減っていくのは当然だと、こういう観点で質問したはずであります。そうすると、過剰になってきた、過剰ということは輸入をしていて過剰なんですから、輸入の方を減らしていけば当然過剰というものは解消するのではないかと、このように思ふわけであります。その点はいかがでございますか。

○政府委員(野明宏至君) 生乳についてその点どうかということをお尋ねであらうと思ひますが、その点についてお答えしたいと思います。現在輸入されております乳製品は、先ほど申し上げたわけでございますが、えさ用の脱脂、これはいわば国際価格でありますから、値段が非常に安いということと酪農家の子牛を育てるミルクに使われているわけであります。したがって、これはなかなか、私もはそういうものも母牛の乳で育ててもらいたいと思ふわけでございますが、現実問題としてはやはり輸入のえさ用脱脂が使われている。それからナチュラルチーズ、これは需要がふえておるわけであります。これは自由化されておる。ただ、これも国内でもちろん生産は可能であるわけでありまして、価格関係によつてその辺のところを克服できるかどうかというふうな問題があるわけでございます。

（委員長退席、理事最上進君着席）
そういう問題点を別いたしましたれば、やはり飲用乳が主体のものと、それから脱脂粉乳、バターあるいは全粉乳、そういったものが主体でございますが、そういった国内の生乳生産というものをベースに飲用乳の供給が行われ、あるいはまた乳

製品の供給が行われておるわけであります。これらの点については、大体そういった需要全体が生乳ベースで七百万トン程度あるわけでございます。これらについて需要に見合った生産を行つていくということによって、いわば通常の場合には過剰とか不足が起らないようにやつていくということが適切ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○稲村稔夫君 生乳換算で乳製品全体の量を見ていったときに、結局国内生産、今の脱脂粉乳の価格が国際競争との関係でどうかということ、（理事最上進君退席、理事谷川寛三君着席）これをまず別におけば、生乳換算で需要を見ていく限りにおいては私は国内生産というものである程度のカバーができる、だんだんと水準が上がつていっていると、こういうふうになっていっているのではないだろうかというふうに思ふわけであります。

そこで、これは今度はそれぞれの経営形態とかかわりにもなつてくるわけでありますけれども、そうすると輸入をした脱脂粉乳を生乳に与えるというそういう形態から、例えば生乳をいふことももちろんあります。が、さらに脱脂乳にいたしましたも、例えばバターの生産をした際に生ずるもの、これをできるだけ最大限農家に還元していくという形で、価格の面ではいろいろと工夫ができる側面というものもあるのではないだろうか。その辺のところの御努力がどの程度されているのか、こういうことが一つ疑問になります。

それから、さらに需要の関係につきまして、これから先、一体生乳ベースにしてどの程度需要が伸びるというふうに考えておられるのか。それによつてまた輸入に対処する方策というものが違ってくるんではなからうかと、こんなふうにも思ひます。その点もお聞きをしたいというふうに思ふわけでございます。

とりあえず、酪農関係を中心にして、疑問になる点をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。

まず第一点の、子牛に母親のお乳を飲ませるといふ点でございますが、これはなるべくそういうふうにしていただきたいわけでございます。ところが、なかなか値段の関係でそうまいらないといふうなことで、かつて五十年代の初めの大変な過剰の時期には若干の補助金も出してそういうふうなことを奨励したことがございますが、現在はそういったものについては補助金は出しておりません。しかし、さっきの脱脂乳なんかの問題も含めて、生産者の御努力によりそれを子牛が飲むといふことになれば、それだけまた需給関係は改善されてまいるといふことになるんだらうと思っております。

それから、今後の需要の見通しでございますが、大体、牛乳・乳製品の需要でございますが、生産が七百万トン程度といふことで見通しておるわけでございますが……

○稲村稔夫君 これは何年ですか。

○政府委員(野明宏至君) 七百万トン程度と、五十八年度になっておるわけでございます。基準年次の五十三年度、これは六百二十五万トンとなっております。長期見通し、六十年は生産は八百四十二万トンといふことになっておまして、五十三年から六十五年までの年率としましては二・五％程度伸びるといふふうに見ておるわけでございます。

なお、需要につきましては、基準年次が七百万トンで、六十五年は、これは幅で見えておりますが、九百二十七万トンないし九百七十二万トンといふことで、これも年率にいたしますと、幅がございまして、大体二・五％前後といふうなことになっておるわけでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、その需要の九百二十七万トンというのは、これは確か六十年ですね。

○政府委員(野明宏至君) これは六十五年でございます。

○稲村稔夫君 そうすると、このときに生乳と乳製品の量的なものはどうなりますか。どういふふうに見ておられますか。生乳がどのくらいで、乳製品が生乳換算にして何トンくらいになりますか。

○政府委員(野明宏至君) ただいま総需要量といたしまして、六十年見通し——失礼いたしました。これは幅で見えておりますので、九百二十七万トンないし九百七十二万トンと申し上げたわけでございますが、九百二十七万トンでございます。

そこで、この内訳を申し上げますと、飲用需要量全体が六十五年で五百二十七万トンでございます。それから乳製品需要量が三百八十三万九千トンでございます。その中にこれはチーズも含まれております。したがって、この中に、先ほども申し上げたわけでございますが、食料需給表ベースはチーズも含まれておりますので、輸入のナチュラルチーズといふものも約百万トン程度含まれておる、そういったような状況でございます。

それで、そういったようなものを除きまして、国産の生乳の需要といふふうに見てまいりますと、大体六十五年で八百二十三万トン程度といふうなことになるわけでございまして、これは幅の中の下の方でございます。これに対して生産が八百四十二万トンでございますから、大体需要に見合った生産が行われるといふうなことになるわけでございまして。

○稲村稔夫君 この中に、そうするとこれは入っていませんね。いわゆるココアとか、そういう疑似乳製品がこれの中に入っていないんですか。

○政府委員(野明宏至君) そういったものとか、それから飼料用脱脂粉とか、そういうものは入っておりません。

○稲村稔夫君 一つは、これだけの見通しのおりにうまいくつくればいいわけでありましてけれども、需要の方が頭打ちになるといふこともあります。一つは、疑似乳製品といふものがこれは私にはばかにならない存在になってきつたと思ひます。これに対するチェック体制といふものができ

なければ、というのは、国内産の牛乳にしても、疑似乳製品と称されるものに利用する道はあるわけですが、ただ価格のどうだとかこうだとかというのがあるんだらうと思ひますけれども、それだけに、私は一番基本として国内産を重視をしていくといふことになれば、こうした乳製品関係についてもやはりきちんとした対応策を講じていっていただかなきゃならぬのじゃないか、そういうふうにか考へるんですが、その辺の対策はお持ちになつておられるかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(野明宏至君) ココア調製品といったようないわゆる基礎乳製品につきましては、五十九年は前年に比べて九・九％でございます。これは前年水準になつておるわけでございます。これが今、調製食用脂といふものがあるわけでございますが、これは前年に比べて九四％といふうな水準になつております。これらにつきましては、関係者の協力も得まして、できるだけいわば自衛をしていただくといふうな指導をいたしております。その結果、大体前年水準程度にとどまつておるといふうなことでございます。

○稲村稔夫君 私も、今の酪農関係は大変厳しい状況の中にあると思ひますけれども、その厳しさというのは、主としてやはり今の経営のあり方の中での価格問題といふことに結局なると思ひます。そこで、今需要をいろいろと聞きましても、国内産を重視するといふのであれば、そうしたいろいろな乳製品にも国内産が優先的に使われていくといふうな体制が必要なんだと思ひます。ところが、そうしたときにすぐ国際競争力、価格の問題、コストの問題が出てまいります。そういうことになるわけですか。そうすると、それじゃそのコストは一体見通しとしてどうなるのか、今これだけの見通しを立てられているわけでありまして、その時期にコストがどういふふうになつていくか、これはやはり重大な問題だと思ひます。

局長の今度の畜産審議会でのあいさつの要旨の中に、これは乳製品ではなくて牛肉について触れ

られていますが、価格においてEC並みといふふうには、目指すといふふうには言つておられる。それから、これも午前中に伺いましたが、酪農においては北海道で飼養頭数でEC並みになつたといふふうには言つておられるが、それではコスト的にEC並みになつておられる分があるのか、あるいはEC並みになり得るのか、その辺の判断はどういふふうにしておられますか。

○政府委員(野明宏至君) 酪農につきましては全国平均で二十四頭という規模になつておまして、それ自体、規模ではECに匹敵する規模になつております。北海道の場合には、四十頭を上回るという状況になつております。酪農経営の中には……

○稲村稔夫君 要するに、コストがどうなつておるかといふことを聞いておるんです。

○政府委員(野明宏至君) これはたゞいま手元に数字がないわけでございますが、酪農経営の中にも負債なり、あるいは設備投資の償却負担といふものがある程度の程度済んでおるといふうな経営も出てまいつております。そういううな経営においてはECに近いところへ来ておる、平均的にはまだ格差があるわけでございますけれども、したがって、EC並みといふことを実現していくといふことは決して不可能ではない、十分実現可能性のあるものであるといふふうにか考へております。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

○稲村稔夫君 極めて重要な御見解を伺つたわけでありまして、コスト的にもEC並みになり得るといふふうには御判断をしておられるとするならば、それではECと比較をして私たちが検討をするいろいろな資料が欲しいと思ひます。コストとしてですよ。頭数の話はもう耳にたこができるほど聞いたんです。ですから、頭数の規模だけで比較することができないといふふうにか考へるので、そうすると、当然コストといふ面と比較をしていく、そのための検討を多分しておられると思ひます、そうしないう計画といふのは成り立たないと

思いますのでね。そういう私たちも検討の素材がいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(野明宏至君) これにつきましても、いろいろなモデル経営みたいなものを想定いたしました。検討をいたしましたことがございます。そういうふうな検討を踏まえて、五十七年の農政審議会の報告におきましてもEC並み水準を目指すというふうなことを言っておるわけでございます。資料の点については、別途御説明させていただきます。

○稲村稔夫君 資料について別途というのは、これは後ほど整備をして私どもに提出をしていただけたらいいことなんでしょうか。それとも、検討をしていただけたらいいことなんでしょうか。それとも、整備しないということになるのでしょうか。ということは、ちょっと心配いたします。これは、我々の方と比較する、そういう生産費の比較とか何とかいうのがなかなかできないという話も伺うものですから、それでちょっと伺いたいです。

○政府委員(野明宏至君) なかなかストレートな比較が難しい面もございます。為替の問題等々もござりますので。でございますが、検討いたしまして先生にまた御説明をしたいと思っております。

○稲村稔夫君 その際、一戸当たり、あるいは一頭当たりの負債もやはりお知らせしてもらいたい、今一番負債の問題がもう一つの重要な課題になつていきますからね。その辺のところもぜひお願いをしたいと思つております。

それで、もう時間もなくなつてまいりましたので次に移らせていただきたいと思いますけれども、これも午前中に大臣にちよつと伺いました。バイオテクの技術の畜産新技術の実用化促進というふうなことを指しておられるのかということではどういふことを指しておられるのかということではどういふことを指しておられるのか、あるいは、日本の農業経営に適した品種改良とか、あるいは飼育技術であるとかいうようなことについて

も、あわせて研究をしてもらえるのかどうかということが特に気になつておりますので、お伺いしたいと思つております。

○政府委員(野明宏至君) バイオテクノロジーを活用いたしました畜産新技術の実用化の具体的な内容でござります。一つは、受精卵を移植して移植する採卵移植でございます。これらにつきましても、受精卵の採取なり処理なり、あるいは移植技術の実施をする、あるいは展示を行う。また、そういうことを行うのに必要な機械器具の整備なり、あるいは研修会といったようなものを進めておるわけでございます。それから受精卵移植の技術、これにつきましては、やはり技術の習得というものが大事でござりますので、その講習会に必要な機械器具を整備する。

さらに六十年度からは、ただいま申し上げましたのは、凍結してない受精卵も含めての問題でござりますが、凍結受精卵の移植、これにつきましても、いわば凍結いたしますと、その受精卵をかなり広域に使うということもできますし、それから実際に移植する場合も、凍結してあつた方が発情期を合わせるという意味でもやりやすい。さらには、双子生産というふうなものにも使えるということ、そういう点にも新しく取り組んでいきたいと思つております。

それからまた、こういったバイオテクノロジー技術を活用いたしまして、F1雌牛を活用した肉用牛生産。F1雌牛の場合には、大変丈夫でござりますので事故率が下がるとか、あるいは繁殖性にすぐれておるとか分娩間隔も短縮できる。また、保育能力がすぐれておる、そういう利便性を持つております。そういうものを活用した肉用牛生産といったものにもこれは応用ができるということ、こういう問題にも取り組んでまいりたいと思つておるわけでございます。

○稲村稔夫君 私が特に気にしているのは、こうした畜産新技術の実用化促進ということでは、養豚なり、あるいは養鶏もそうでありまふすけれども、それは今の持つてゐる酪農なり肉牛なり

も、それぞれの経営において、今農家経営が非常に厳しい状況の中にある。これを克服していく方法として、つまり一番日本の農業の体質に合ったというコスト、そしてそういう中でコスト引き下げに見合つていくような、そういう格好の方

向性を持ちながらの研究なのかどうか。その辺が大きな私は関心事なんです。そんな、バイオテクでたまたま受精卵の移植技術がどうだとか言つても、ただそれで新しい技術が出てきたというだけでは、私は余り意味がないと思ふんです。基礎研究の段階はそれは必要でしようけれども、私はむしろその辺は基礎研究の段階に入れておいて、実用化という方、そうしなければやっばり今の価格問題は解決しない、そう思ふものですから。

○政府委員(野明宏至君) バイオテクノロジー関係の新技術につきましても、これは畜産試験場なり、あるいは種畜牧場で研究し、あるいはさらにそれを実用化段階に持つていくことをいたしておるわけであります。

これは、一つは家畜改良増殖上の効果という問題がござります。要するに、家畜改良増殖のテンポを速めることによって、能力の高い牛をつくつていくことができるということがござります。

それからもう一つは、先ほどの双子生産技術というふうなものも活用することによりまして、やはり畜産のコストダウンにつながっていく。両々相まって能力の高い、またコストダウンに役立つ方向にこれは活用していくことができるのではないかとこのように考えております。

ほんとに部分的な側面だけですが、これは私も今後ずつと一つの課題として何回か伺ひ続けていきたいというふうな思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

時間もありませんからあと一問だけ伺ひたいんですが、それに関連いたしまして、局長のあいさつの中で生乳の乳質改善に資するために体細胞検査機器を整備をする、実施をするという内容が書かれております。これは、具体的には内容はどういうことをしようとしておられるのか、この点お聞かせいただきたい。

○政府委員(野明宏至君) 生乳のやはり乳質改善ということが大変大事な問題でござります。最近、いろいろな需要の多様化というふうな中で質というものを重視する。また、そういう場合に良質な原料乳が求められるというふうなことでござります。まいつております。その場合に、牛乳の味とか風味に体細胞の数というのが影響を与えるというふうな言われておるわけでござります。

したがって、具体的な事業といたしましては、各県の生乳検査協会にそういう体細胞の数をスピーディーにはかる機械を導入しまして、そういうふうな検査を定期的にやっていくということを通じて、また原料乳の質を向上させていくということに役立てていきたいということで、今年度から手をつけようというふうなことをおるわけでござります。

○稲村稔夫君 ちょっと不勉強でよくわかりませんが、体細胞の数で乳質が決まるというのとはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 牛乳の質につきましては、これは細菌の数とか、あるいは脂肪率とか、あるいは無脂乳固形分の比率とか、いろいろあるわけでござります。それ以外に、いわば体細胞というものが分離しまして牛乳の中にまぎつてゐる。それがどうであるかということによって牛乳の味、風味に影響いたしますとともに、それがまた牛の健康というふうな問題とも関連をしておるということで、さらに先ほど申し上げました

するというふうな経営もたくさんあるわけでありま
 す。そこで、毎年の約定償還額と、それから金利
 なんかもございますが、そういうものを個別経営
 ごとにはじまして、別途農業所得がございま
 す。そこで、生活費を支弁をして経済余剰という
 部分で払えない部分というのがある場合に、農協
 等の金融機関の貸し付け条件の緩和というふうな
 ものとか、そういう自助努力と相まちまして、
 そういうものについて融通をいたしておるわけ
 であります。

そういったことによりまして、例えば北海道に
 つきましても、対象の経営状況でございしますが、
 農業所得自体も五十六年に比べて五十九年は倍ぐ
 らいになってきております。それから対象農家も

三千三百戸程度全体で対象になっておるわけでありまして、そのうち千二百戸程度は経営が安定いたしまして貸し付けの必要もなくなったというところで、効果が顕著にあらわれておるわけでありまして、六十年度やはり相当数の経営が再建できる見込みでございまして、そういった動向を踏まえて酪農の負債、最後の年の問題については対処していきたいというふうに考えております。

○菅野久光君 大分、何か見方としては楽観的な見方をされているのではないかと、実際から大分私はずれているんじゃないかというふうに思わざるを得ません。

具体的な問題はまた別な機会にやらなきゃなりませんが、ただ北海道で酪農経営では、五十七年の一戸当たり平均で借入金約二千五百五十万です。貯蓄額は約千六十万、搾乳牛一頭当たりの借入金は約百四十万となっております。しかも、所得は前年比一四・五％と伸びておりますが、実は五十六年が大変落ち込んでいますね。このように一四・五％伸びていますけれども、これすら五十四年の時点から見ると、五十七年度は七二％にしか伸びていないわけですよ。そういった中で、なお償還額はふえていく、そして所得は五十四年から見て七二％、これで本当に酪農経営が成り立っていくのかどうか。しかも、乳価はさっぱり上がらないという状況ですね。酪農家にとつては、乳価が上がるというものは何よりも大変なことだということでは、私が申し上げるまでもないというふうに思うので、それでもなお生産者の乳価の要求が高過ぎるというふうにお考えでしょうか。

北海道とか東北、九州、沖縄において、信用基金協会による代位弁済対象畜産農家からの回収が進んでいない。いずれ、これらの地域から畜産は消えていく可能性すらあると言っているのでありますけれども、この点についてもどのようにお考えか。時間がございませんで、簡単にお願いいたします。

○政府委員(野明宏至君) 先ほど五十四年度の農

業所得の水準をおっしゃられたわけでございまして、御案内のように五十年代の初頭、これは大変な過剰生産になったわけでありまして、過剰生産になったわけでもありますが、保証乳価は下がらないで水準が維持されたということで、大変な過剰を招くほどの状態の中で実現されたわけでございまして。その後、御案内のような過剰の中で、やはり過剰ということになりますと所得にも響いてくるというところで、五十六年度が四百万円程度になったわけでありまして、その後、需給関係の改善とともに農業所得も改善されてまいりまして、五十七年度は前年に比べて二四％、これは北海道平均でございまして、五十八年度も五％程度上昇しておりますが、五十八年度も五％程度上昇しておりますというふうな状況でございまして。そういった状況の中で、一頭当たり乳量もふえる、あるいは労働生産性も上がる、他方、配合飼料の値段は二度にわたって下がる、また今申し上げましたような所得の上昇というふうな状況にあるわけでございまして。

いずれにいたしまして、今後、畜産振興審議会に諮問いたしましたし、適正に決定してまいりたいと考えているわけでございまして。

○菅野久光君 どうも数字というのは非常に説得力がある、それだけに、この数字の使い方一つでどのようにでもなっていくわけですよ。ですから、私はどうも去年もこのところで言ったんですけれども、乳価なり、あるいは牛肉の価格を低く抑えるように抑えるようにこの数字を持ってきているというふうな思わざるを得ないわけですよ。非常に残念ですけれども、どうもそういうふうに思います。

具体的なことはまた別な機会にこれはやらなきゃならぬというふうに思いますが、いずれにしろ今日のこの畜産経営の窮状から、少なくとも要求価格の実現とか、あるいは限度数量の枠の拡大とか、あるいは負債対策、それから需給を乱す輸入の調整は何としても実現していただかなければならない、このことを強く申し上げておきたいというふうに思います。

時間も幾らもございませませんが、中央酪農会議の調査によりますと、乳業メーカーは最近経営が非常に厳しいと言っているが、国産乳製品から年間約百億円の利益を上げています。このことと赤字や負債に苦しむ酪農家の窮状等を考え合わせますと、生産者とメーカーの手取り価格に不公平が生じていることになっていないのか。不足払い制度の根幹にかかっている問題だというふうに思うのです。すなわち、今日の不足払い制度は、乳業メーカーの手取りをある意味で言えば大幅に保証するものになっていて、本来の目的である生産者の手取りを保証するものになっていないのが実態だというふうに思うのです。したがって、メーカーの不当な利益を——不当という言葉が適当かどうかは別にしても、片方は苦しんでいるわけですから、この利益を公平に分配するため生産者に還元させる、また財政負担の増大を理由に保証乳価を抑えられている実情からすれば、公平分配の原則に沿ってこの基準取引価格を引き上げ、保証乳価の引き上げを図るべきであるというふうに思うのです。そしてその結果、国が財政的に苦しい中で財政負担が伴わない乳価の引き上げ等が実現する、これが正解なわけでありまして、この点についてメーカーと利益の実情を含め政府の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(野明宏至君) 加工原料乳のまず保証価格でございまして、これは不足払い法に基づきまして生乳の生産条件や需給事情、それから酪農経営の状況といった各種の要素を総合的に考慮して、生乳の再生産を確保することを旨として決めておるわけでございまして。一方、基準取引価格につきましても、主要乳製品の製造業者の販売価格から製造販売費用を控除して、いわば支払い可能乳代として算出をいたしているわけでございまして。したがって、両者別個の観点から算定したというわけでもございまして、これ自体が企業の経営状況によって直ちに左右されるというものでは必ずしもないという性質を持っておりまして、それから、先ほどお話ししました中酪の調査の

点でございまして、これは安定指標価格というのが定められておりまして、安定指標価格を上回る場合と下回る場合とあるわけでございまして。最近、需給関係の改善とともに安定指標価格を上回る状態が続いておるわけでありまして。改善される前は逆に大変下回っておった。九、一〇％以上、二割ぐらい下回っておるというふうなときもあつたわけでありまして。そういった状況の中で、それぞれの経営が行われておるわけでございまして、もちろん価格がいいときに経営状況はいいということとは推測されるわけでございまして、これらにつきましても一概にそれが大きなもうけと云えるかどうかという点については必ずしもそうではないんではなからうか。そういったような余裕があまりすれば、いわば一元集荷、多元販売の中で、相互の取引の中でまた実現していくという側面も持っております。

○菅野久光君 いずれにしろメーカーと生産者との取り分の関係について、今もう生産者がとにかく大変な状況になっているわけですよ。そういった片方のメーカーは利潤を上げていて、そのところを何とかしてあげたいというものがこれは生産者の皆さん方の希望でもあります、本当に今の酪農を何とかしていくためにはそのところを何とかしてやらねえと困るのだという、そのところはやっぱり政府の方でもしっかり踏まえておいていただきたいと思うんです。そのところをきちっとやらなければ、一体政府は生産者の方を向いて政策を進めているのか、メーカーの方を向いて進めているのか、そういうことになってしまいうというふうに私は思うんです。そのところ非常に大事なところですから、ひとつ今の生産者の苦しい状況を何とか、このところを救うためにも乳価の引き上げ、メーカーと生産者の取り分のところはしっかりと考えてやっていただきたいというふうに思います。

あと時間もございませんで、全部取りまとめ質問をいたしますから、簡単に答えをいただ

きたいというふうに思います。

昭和五十九年暦年の牛乳から生産されるバターなど六品目の生産量についての見込みと実績、それから同じく生産高についての見込みと実績、それをお願いいたします。

それからその次に、今、審議会をやっているわけですけれども、どのような諮問をしようとするか、農林水産省として、乳価から牛肉の關係、どのような諮問をされようとしているのか。

それから、大蔵省といういろいろな折衝なさっているというふうな思ふんですけれども、そのところはどんな状況なのか、そこをを含めてひとつ御答弁していただいて、私の質問を終わります。

○政府委員(野明宏至君) 特定乳製品といたしましてはバター、脱脂粉乳、全粉乳等々九品目あるわけでございます。これらにつきましては、五十八年度の実績が二百三十六万四千トンというふうになっております。

それから保証価格等の問題でございますが、現在まだ、先ほど申し上げましたような諸事情を勘案しつつ検討をいたしておるところでございます。畜産振興審議会の意見を聞いて、適正に決定してまいりたいと思っております。

財政当局との間では、もちろんいろいろな論議があるわけでございます。それらの論議も含め、また各般の諸事情を総合的に考慮いたしまして、畜産振興審議会に諮問をしていきたいと考えておるわけでございます。

○菅野久光君 見込みと実績のやつ、私が言ったとおりの答弁になっていないんですが、後から資料でください。生産量と生産高の、六品目の、後から資料でください。いいですか。

○政府委員(野明宏至君) 承知いたしました。

○高木正明君 私に与えられた時間が余計ありませんから、端的に質問をさせていただきます。

午前中から論議を聞いておりました、我が国の農業の中で約三割を占める酪農が多くの課題を抱

えていることは、多くの先生方の議論の中でわかりました。今、農林水産省が乳価や限度数量その他を含めて畜産振興審議会に諮問をするわけですが、この諮問をするに際して農水省の基本的な方針をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(野明宏至君) 加工原料乳の保証価格あるいは限度数量等につきましては、不足払い法に基づきまして生乳の生産条件、需給事情その他の諸事情を総合的に考慮して畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決定することとしておるわけでございます。

○高木正明君 そこで、まずお尋ねしたい一点は、酪農経営については酪農経営負債整理資金制度が六十年で最終年度を迎えるわけですが、これは今日までやって非常に効果が上がってきたおられます。したがって、酪農経営安定のために十分な予算措置を講ずるべきだと思ひますが、この点、政府としてはいかが対処していくお考えでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 酪農経営負債整理資金につきましては、五十六年度から始めまして六十年で最終年度になるわけでございます。したがって、全体として非常に効果が上がってまいっておりますわけでございますが、最終年度の事態をよく見て検討していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、酪農対策それ自体の問題といたしましては、これは非常に幅の広い各種の対策をとっておるわけでございますが、土地利用型農業の基軸といたしまして、近代化基本方針に即しまして総合的な振興合理化を図ることとしておりまして、不足払い制度の適切な運営はもとよりでございますが、需要に見合った計画的生産、さらには飼料基盤の整備、また飼料自給度の向上によります乳牛の能力の向上とか、あるいは資本装備の効率化とか経営管理技術の改善とか、各般の対策をとっておるわけでございます。六十年年度におきましても、そういった意味で、例えば昨年度か

ら発足いたしました畜産振興資金制度、無利子の資金でございますが、これなんかについても、草地というふうな観点から非常に大切な資金であるということ、制度的に整備をいたしますとともに、融資枠についても七十四億を九十億に拡充するというふうな対策をとっておるわけでございます。

○高木正明君 農家がちっともよくならないという話はよくお聞きになっておるだろうと思ふんですが、私も三月に二週間ほど北海道の酪農地帯を歩いてまいりました。そのときにいろいろなお話をされましたのは、いわゆる昭和五十二年までには設備投資をした人、その方々は大体、例えば四十九年度に乳価が四・三、五十年に四・一、五十一年度に七・六、乳価がだんだん上がってきたおるから、そういう方々は負債の重圧から比較的解放されているんです。ところが、それ以降に設備投資した人方は、やはり負債の重圧に耐えかねている。

というのは、御存じのように、五十二年から乳価がちっとも上がってこないからなんです。七年度でわずか一円二十銭なんです。ちっとも上がっていない。設備投資をしたけれども乳価が上らない、しかも限度数量も抑えられてしまいう、そういうものが重なって、いわゆる借金だけが残っている。だから、農家の戸当たりの収入を考えるとちっともよくならないので、酪農は果たして、北海道が主産地だと言われども、酪農の将来、北海道は展望できるのかという話になるわけなんです。したがって、ここ七、八年間で一円二十銭ですから、これは乳価が上がったとは言えないわけでありまして、もうそろそろここにきて乳価を上げる時期に来たのではないかとおもうんですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(野明宏至君) 四十九年から五十一にかけての状況でございますが、かなり価格が上がったと、そういうようなことの中で需要は伸びておったわけでございますが、その後、生産が七割ないし九割伸びるということで大変な過剰に

突入したわけでございます。したがって、需要に見合った計画的生産ということを通じて、需給関係としては過剰を招くことのないようにしていくということがやはり基本であろうと思つておるわけでございます。そういう中で、最近の酪農経営をめぐる状況、これは一頭当たり乳量の増加あるいは生産性の向上あるいは配合飼料価格の低下といったような状況でございます。そういった点を踏まえて、畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決定してまいりたいと考えておるわけでございます。

○高木正明君 午前中からの論議の中で、酪農はEC並みになっていくというお話がちらちら出ますが、確かに北海道を歩いてみますと、EC並みになるだけの要素はあるんです。ただ、借金の重圧に苦しんでおって、とてもEC並みどころではないという声が出てくる。いわゆる経営がEC並みになっていないということなんです。この重圧をはね返していけば、ある程度経営的にもEC並みになるということは大体納得できるわけですが、そういう負債の問題については十分、北海道が主産地でありますから、酪農民が酪農経営に将来明るい展望が持てるようなそういう負債対策をしてもらいたい、特に望んでおきます。

それからもう一点でございますが、加工原料乳の限度数量であります。これは、去年も農林水産省は加工原料米、これを韓国から輸入しまして大きな問題になりました。いろんな事情があつてそういう措置になったと思ひます。昨年の八千トンの脱粉の輸入もいろんな事情があつてそうせざるを得なかったという話はもう既に伺っておりますが、六十年度において再び輸入を行うことのないように、加工原料乳の限度数量を大幅に拡大すべきだと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。限度数量の問題につきましては、やはりこれが過剰を来さないという点にも留意する必要があります。まず、それからまた、例えば補助金がついて限度の中で生産されました乳製品がまた本来生乳で

使つてもらつていい分野に使われる、それがまた飲用乳市場を混乱に陥れるというふうな側面もあるわけでございます。したがって、限度をふやすということにつきましては、そういった本来生乳を使つていけるべきものはできるだけ生乳を使つていくと、いわゆる発酵乳取引というものをやはり進めていくことが必要な時期になっているのではなからうかと思つてございます。そういったようなことを、もちろん需要の動向とか生産の動向とかということはあるわけでございますが、そういった発酵乳取引というふうなものも、いたずらな脱粉需要というものを抑えるというふうな効果を持つておるんじゃないかと思つてます。そういった全体的な流れの中で、特別な事情がない限り需給がバランスしていけるんだらうというふうな考へておるわけでございます。

○高木正明君 肉用牛の経営は非常に厳しい状況にあることは御承知のとおりであります。この肉用牛経営対策として、政府も新たな負債整理対策を講ずるべきだと考えますが、この点についてどうお考へになっておりますでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 肉用牛経営につきましては、五十七年度に肉畜改善資金の融資を行ったわけでございます。その後、経営はかなり改善されてまいつておるわけでございます。それからまた、最近全般的には経営状況は改善されてまいつております。ただ、御案内のように、急速な規模拡大を行いました経営の中に、素畜費とか飼料費、そういったものについて借入金依存度の高い経営がある、それからまた、そういったものいば金利負担というふうないろいろな問題もございまして、それから、過去、高い素畜費を導入した影響が残つておるというふうな経営もあるわけでございます。

そういった、全体としては改善されてまいつておるわけでございますが、個々の経営の中にはそういったものもあるわけでございます。これらにつきましましては、個別経営改善対策として、再建整備資金というものが用意されておるわけでございます。

ます。そういったようなものの活用とか、あるいは農家自身の改善努力と、それから農協などの融資機関の償還条件とか、そういった条件緩和をするとか、あるいは関係団体が一体となった強力な指導をするというふうなことを通じまして、経営改善に努めることが重要であらうと考へておるわけでございます。

したがって、今後とも枝肉価格なり、えさ価格なり、素畜価格なんかの動向に留意しながら、実際の把握に努めまして、適切に対処してまいりたいと思つておるわけでございます。

○高木正明君 最後になりましたけれども、大臣席に座つて政務次官にお尋ねをしたいと思つてます。

あなたは、北海道の今は亡き中川一郎先生と非常に親交があつたと伺つておりますし、また中川先生生前にお話ししたときは、鹿児島県に行くと川原新次郎さんのところへ泊まつたんだよという話も聞かれました。

したがって、政務次官に特にお尋ねをしていただきたいのは、北海道というのは国の三全総の中でも日本の食料基地だという位置づけを明確にされておるのにもかかわらず、最近食料基地である北海道の位置づけが非常に不明確になってまいりました。特に農業の中でも酪農は北海道が主産地だと、こういうことを言われておるのに、その北海道でも酪農が極めて厳しい環境の中で酪農民は生活にあえいでいるという実態を、いろいろ午前中からの議論の中で政務次官十分おわかりだろうと思つて、ですから、北海道の酪農という問題一つとらえてみて、やはり主産地である北海道の酪農に關して、これは国の農業政策の中でも重要に考へておられるのかどうか。また、これからは日本の食料基地だと言われるならば、北海道それだけのことを考へていかれるおつもりなのかどうか。大臣にかわつて政務次官の答弁をお願いして、質問を終わりたいと思つてます。

○政府委員(川原新次郎君) 私からお答えするのは非常におこがましいというか僭越かと思つてしまいますけれども、ただ私見として申し上げてお答えにいたしたいと思つてます。

日本の農民が、農業が、非常に戦後食糧不足の時代から期待をされながら取り組んでいった青年がまさに壮年になってきておるわけですから、今日の状況は、その期待を外された形に置かれておると言つても過言でない姿が日本の農村地帯に点々としてあるようであります。その最たるものが、北海道の方に失礼かもしれませんが、北海道であり、また南の果てだと思つておるんです。

そういうような地域に私も農業を営ましていただいておるわけでございますけれども、一番農家個々が悩んでおるのは、畜産だ、果樹だ、行け行けと騒がれた中で、大きく取り組んでいった農家ほど非常に負債を抱えて困つておる農家もありません。もちろん立派になし遂げている方もありますが、その農家に与えた資金というものは、貸し付けた金というものは、これは微細な補助金に名をとられて引つ張られたかもしれません。ところが、要は貸し付けた資金が非常に小さかつた、償還期限が非常に短かつた、そしてまた金利のあり方が、まだ日本の零細農民が立ち上がつていく資金にしては金利が高かつた、こういうようなこと等が非常に災いをしておると私は考へております。

したがって、このような問題を今ここで解決するような案を即刻農林水産省が出しているわけではございませんけれども、今回提案しております九つの法案の中にはそのようなものが若干は含まれておると思つてます。今後におきましては皆さんのお力をばあわせてかりながら、一層ひとつ強化していく必要があろうかと思つてます。そういうことがなされる限り、日本の農民の行方というものは非常に暗いと思つてますので、このまま置くとくわけにはいかないと、また外国と対決をしていく上から考へましても、一層強力な力が必要であると思つてますので、執行部といわず、議会の皆さん方とともに手を取り合つて、育成に御協力を賜りたいと思つております。

○藤原房雄君 今の政務次官のお話は、みずから額に汗して農業を営んでおる政務次官だけに非常に立派で、しかし言葉だけで実がないということに困りますので、せっかくその立場でお仕事をしておらつたわけであります。今回もまた何かの法律の中にそういう金融関係の法律もあるようでございますが、ぜひひとつみずから農業を営んでおるといふ体験を生かして、一歩でも二歩でもひとつ改善の方向に進めていただきたいと思います、こう思つてます。

日本の農業をどうするかということは、一側面だけで解決のつくことではない。やっぱり総合的にいろいろな問題を抱えておられますから、それら一つ一つが整合性を持ち、そして前進をしていかなきゃならぬと思つておる。そういういろいろな、もろもろの問題の中の一つとして自給飼料というものを高める。飼料、えさが安いことにしたことはいいわけでありまして、今度の法律にのつとて、これはえさのことについてもいろいろ審議会でも議論になるようでありまして、政府としましては輸入飼料については今後の推移、経済情勢いろいろございまして不確定な要素もあるんでありますが、アメリカの農業についても、レーガンが当選以來非常に政策転換といひますか、厳しい政策を強いるようであります。これはアメリカの農業がどういふ方向に行くのか、そういうものとかかわりも出てくるんだらうと思つてますが、飼料価格の安定制度、飼料価格、輸入飼料、こういうことについては農水省としてはどういふふうにお考へになつていらつたのか、まずその点、ちょっとお伺ひしておきたいと思つてます。

○政府委員(野明宏至君) 大家畜生産につきましては、粗飼料の自給度をできるだけ高めていくということが必要でございますが、同時にいわゆる濃厚飼料、これは中小家畜はもちろんでございますが、大家畜についても使われておるわけでありまして、したがって、その価格の安定というこ

とを考えていかなければならぬわけでござい
ますが、同時に輸入飼料でございまして、輸入の
安定ということについても、情報の収集等によ
りまして努めていく必要があると思っております
のであります。

最近の状況を簡単に申し上げますと、一九八
四年の生産は、アメリカにおきましていわゆる生
産調整の緩和によりまして前年を七三％上回る大
幅な増産になっております。世界全体でも、前年を
一六％上回る史上最高の七億九千七百万トンとい
うふうな状況になっております。一方、消費の方
はわずかな増加にとどまっておりますわけでござ
いますので、在庫水準につきましては前年を大幅に上
回る在庫水準になってまいっておりますわけでござ
います。期末在庫率も、その前の年が九％だったわ
けでございまして、一％程度に回復いたしまし
て、現在緩和基調で推移いたしておりますわけでござ
います。

今後の価格動向につきましては、当面大きな変
動はないものと見込まれるわけでございまして、
在庫率、いわゆる平年水準よりは若干低いとか、
あるいは主要生産国の今後の気象状況とか為替の
動向とか、いろいろな不確定要因もございする
ので、そういう動向も注視をしてみたいと思っ
ておるわけでございまして、そういった状況の中
で、配合飼料価格につきましては、昨年の七月と
ことしの一月にトン三千二百円ずつ値下げが行わ
れるというふうな状況になっておるわけでござい
ます。

○藤原房雄君 前段のその自給飼料ですね、これ
も随分国でも草地造成ということで力を入れてま
いりましたし、また農家の方々も随分御努力をい
ただき、自給飼料の確保ということを進めてきて
いるわけですが、この問題について我々去年北海
道、東北各地を回りました。ホルクroppサイ
レーシなんかのあいいうことで随分うまうまやっ
てるところもあるようなんです、農水省でもいろ
ろ研究して普及活動なんかやっております。う
もつとこういふものの普及というものは可能だと

いうふうに私もは見えてきたんですけれども、こ
れは自給飼料という観点で全体的に現在どうい
う現状にあるのか、また今後の推進策といいま
すか、今後の考え方等についてちょっと伺いし
ておきたいと思っております。

○政府委員(野明宏至君) 飼料作物の作付面積、
これは全体で大体百万ヘクタール程度の水準にな
っておりますわけでございまして、大家畜生産という観
点からいいますと、粗飼料の一層の生産増強と
いうことが非常に肝要でございまして、酪農及
び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針に即
しまして各種の事業を展開しておりますわけであ
ります。

その一つは、公共事業でございまして草地開発事
業につきましては、前年度並みの予算額を確保
しまして、草地畜産基盤の総合的な整備を図るこ
とにしております。それからまた、その中で特に
六十年代におきましては、団体営草地開発につ
きまして、やはり林地放牧の促進によりまして肉用牛
生産の低コスト化ということもやっております。な
かなかぬというところで、団体営草地開発事業の放
牧林地の受益面積の採択要件を百ヘクタールから
五十ヘクタールに緩和して、事業をやりますく
るということをしてまいりました。

さらに、飼料の生産利用対策につきましては、
先進的な技術を駆使して、やはり粗飼料の低コス
ト生産、またその利用というふうなことをやって
まいります。モデル地区を設けるとか、あるいは無
利子の資金といたしまして畜産振興資金制度につ
いては制度的な充実整備を行いますとともに、融
資枠も拡充するということで、今国会改定資金法
の法律改正についてもお願いをいたしております。
また、里山等の活用、あるいは公共育成牧場の
の効率的な活用、それから先ほどお話ありました
ホルクroppサイレーシというところで、これは
非常に乳量の向上というものにも役立っております
わけでございまして、その他未利用資源の活用も含め
まして、各般の対策を進めてまいりたいというふ
うに考えておるわけでございまして。

○藤原房雄君 今いろいろ事業のことでお話があ
りましたけれども、我々もその土地その土地のい
ろいろなものも見てはおるんですが、草地事業
も、着々と進みますか、こういう時代ですからそ
う大きな伸びはないのかもしれないんですが、何年か
ぶりに行きますと、びっくりするような事業もど
んどん進んでおるようなんですが、放牧林地です
ね、特に国有林なんかを活用すべしなというふうな
ことも言われておるんですけれども、なかなかこ
ういふことについて、現地へ行きますと、これは
いつも言っていることですが、いろいろな
条件がございまして、これはそういう限られた地
域のことでありまして、どこでもというわけに
はいかないわけですから、林野庁さんとの話
し合いというのは現場ではなかなか難しいよう
ですね。

そういうようなこと等についてもぜひひとつ借
りやすいように、また国土の荒廃、いろいろなこ
とがございまして、どこでもというわけにいか
ないのかもしれないけれども、そういう適地が
ございまして、やっぱりこういう畜産の振興
ということ、放牧林地等についても国としても
考えておるわけでありまして、これは十分ひと
つ、民有林はもちろんでありますから、国有林の場
合にはそれ相應の条件等について借りやすいよう
な方向に進めるようにひとつまた御検討いただき
たい、こう思っております。

それから、午前中もお話し申しましたが、限度
数量とそれから負債整理資金、ここあたりをしっ
かり、乳価が上がることは、価格政策、それはあ
る程度限度があるかもしれないけれども、これ
は何と云うたって大きな柱であることは当然のこ
とであります。ここまでは参りました畜産の振興
のためには、この二つがまた大きな支えになるだ
ろうと思っております。今も同僚委員からいろいろお話
ございましたが、負債整理でさっきもちょっとお
話があったんですが、いつの時点で酪農経営をし
たかという、これによりまして随分差があるん
ですね。立地条件、個人差、地域差、いろいろなこ

とがありますから一概には言えないのかもしれま
せんが、やはり既存といえますか、長い間やっ
て、そしてだんだん規模を拡大していった方々
と、三十年代入植なされて努力なさった方々、四
十年代前半、後半、五十年代に入つて、同僚委員
から今お話がございましたけれども、やっぱり五
十年、四十年後半に入られた方は大変な苦しい状
況にある。

皆さん方にお話すると、いやそんな畜産も酪
農も悪いことばかりじゃない、いいところもあり
ますという話をするんですけれども、それはいつ
の時点で入ったかという、そこらあたりのことで
確かに差のある、それはいい方というのは本当に
一握りでありまして、一生懸命やりながら何と
か、融資を受けることも、どういふ償還計画でや
るかということ、これは担当の方々とお話をし
ながらやるわけで、当時、五十年前後というこ
と、物価上昇とかいろいろものを勘案して伸び率を
考えて償還計画を立てるわけですから、時代
がそういうふうになかったという、こういう
一つの大きな経済変動の波をかぶる。一たん決
めたものを要するなというところはなかなかして
もらえない、やっぱり決めたものは決めたもので推
し進めるということ、これが二十年、二十五年
という長期のものになりますと、やっぱりそうい
うものが非常に大きなおもしろいものになって
いるのが一つあり得ると思っております。

それから、技術革新が激しいというふうな中
で、当時四十年の後半、五十年前後、近代整備
で新しいものがどんどん入りまして、新しい近代
な施設を補助金等で建てたところは、これはもう
現在になってみますと別なような方法があつ
て、そんな多額なお金をかけなくてもいいとい
う、こういうことも現実ですね。去年私、根室に
参りましたら、二千万も三千万もするスチールサ
イロを使つてないのが多いと言つたらちよつと語
弊があるかもしれないが、もとの小さいとい
うか、もとのやつで十分間に合うという、しかも
ニールの大きいやつでやるような方法とか、いろ

んなことが最近技術的にできまして、そういう大きな投資をしたものが十分に活用されれば当初の計画というのはそれは生きてくるのかもしれないけれども、現実にはもうほとんど進歩の中で、相当な投資をしたものが十分に有効に活用されてないという、こういう現実もたくさんあるんですね。負債整理、これはまた大事なことであります。長期低利、これはまた大事なことであります。実際使っているものに金を払うならいいんですが、でも、有効な当初の効能書きどおりの活用をしていないという、こういうのもまで荷を負わされるということでは、これはもうなかなか農家の経営としては大変なことですね。

こういう一つの時代の推移、これは第一次、第二次オイルショックやなんかありまして、また経済変動、技術革新、いろんなことがありましたから、そういうことがいいとか悪いとかということじゃありませんけれども、やっぱり行政ということのは小回りがきかないというか対応力がないというか、現実には現実として見て、それに対する対応力というものを持たないかぬと私は思うんです。その点、負債の中心としていろんな問題があるんですけれども、設備投資、当時は補助金やなんかで立派なものを建てた。しかし、今は建てたものが十分に有効活用されてない一面もあり、そういうものについては全く棚上げというわけにはいかないかもしれませんけれども、何年間か棚上げするか、ある程度経済の安定するまでは何らか措置を講ずるような方法も考えないといけないんじゃないかという気がしてならないんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(野明宏至君) 畜産の設備をいたします場合に、できるだけコストの安い形で取り組んでいかなくいかぬということ、その面の努力も私もいたしております。また、投資したものにについてはできるだけ効率的に活用されないうかぬということもそのとおりだろうと思えます。酪農につきましては、五十年代初めの過剰の時期を経まして、その時期に設備を拡張するという

ふうな経営、それが生産面では計画生産に入るということで経営が苦しくなるといふような面もございまして、五十六年度から五年間の予定で酪農負債整理資金をやったというわけでございます。六十年、最終年度に当たるわけでございますが、実情をよく把握いたしまして対処してまいりたいと考えておるわけでございます。○藤原房雄君 それは従来の制度でありまして、ひとつ現実を御調査いただいた、そういう中で近代設備、相当多額の投資をしたものの中で、こういうことではいいのかという現実をひとつ見ていただいて、適切な処置をお願いしたいと思うんです。

それから三全総、四全総が今いろいろ中間取りまとめがありましてこれからやっていくわけですが、それにしまして北海道は、先ほどお話ございましたように食料基地という位置づけで、農業は一次産業が中心で、特に大規模な酪農経営というの北海道、九州と限られたところで行われているわけでありまして。最近の農水省の見方というのは、一戸当たりの頭数もふえ乳量も多くなつた、こういう言い方をされるんですが、そこで農水省として、それはいい面は確かに一戸当たりの頭数もふえ、それから乳量もふえ、いい牛を入れたければ、頭数だけふえても乳量の出ないような牛を置いてやらぬ、こういうことで非常に工夫をし、また努力をされている、そういう姿は各地を回りますと本当に私はよくわかるんです。

しかし、ここで忘れてならないのは、農家戸数がどんどん減少しているというんですね。食料基地、そしてまた三十年の末から四十年代に相当に酪農者がある。今日、なおかつ多くの人が酪農経営に行き詰まって酪農しないうかぬ。農協単位でこれはあるんないかな指導を、そしていかな制度もある。しかし、こういう現実は現実です。それは先ほど来申し上げておりますようなことも一つの要因であり、いろいろな問題があるだろうと思うんですが、それにしまして、五十二年を一〇〇とすると北海道なんかは七五・八という

んですから、これは大変な減少傾向です。五十五年、五十六年あたりから、さらに五十七年、五十八年と、ずっとこういう食料基地という位置づけをして、そしてそういう中で三十年代、四十年代、五十年代前半、一生懸命やってきた方々が今日なおかつ、また相当な酪農をする。こういう姿というのを農水省として好ましいと見ておられるわけは絶対ないだろうと思うんですけれども、どういふふうに見ていらっしゃるのか。

これは日本だけではなくて、外国とかいろんな国際的な環境の中にありますので、いずれの産業も大変なことはよくわかりますけれども、しかし三全総そのほか国の計画の中で一つの基盤をつくらうということでは投資をし、国としても相当な力を入れてやってきた。それが、今日なおかつこういう大きな勢いで酪農が相次いでおるといふ。これは単に個人差とか何とかないう言葉では片づけられない根本的な問題があるんじゃないかと思うんですけれども、こういうことについてどういふふうにお考えになっていらっしゃるのか。また、今後に対して、それは金融面でこを入れますが、いろんなことをお考えになるんだらうと思えますが、しかしこれは、何でも負債整理資金、負債整理資金といいますが、限られたもので、単協の中に行きますとそんなに多くの方々がこれに浴するわけじゃございませんからあれなんですけれども、もう少しひとつ実態を把握して適切な処置を講ずるべきだと私は思うんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(野明宏至君) 酪農経営全体の動向について見ますと、ただいまお話ありましたように、飼養戸数は主として零細な方を中心に減少を続けてまして、五十九年には八万七千戸というふうな状況になっております。酪農経営対策といったことは、やはりその経営の安定を図るということとが基本ではなからうかと思っております。そういう中で、また後継者も確保されていくということではなからうかと思っております。例えば普及事業の

中での研修教育とか、あるいは集団活動を助長していくとか、あるいは改良資金の中でも後継者育成のための資金とかいうものが設けられております。それからまた公庫資金の中でも、段階的に自立経営に到達しようとする農業者後継者なんかを貸付対象にするというふうな道もございまして。また畜産総合対策事業、その中で後継者を主体とした巡回指導者の育成確保と、後継者の技能の向上といったようなことも考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、酪農経営の安定を図ることを基本にしたいと思っております。○藤原房雄君 後継者育成のための資金とかいろいろあるんだということですが、三十過ぎても嫁が来ないようなことで悩んでいる酪農の現状ですから、もう少し実態を把握しながらひとつ適切な施策を進めてもらいたいと思うんです。

時間がありませんから次に移りますが、不足払い制度ができて二十年ということですね。どんな制度も時代の波でいろいろ変化いたしますか問題をはらんでくるのは当然のことだと思えますが、最近、特に乳業メーカーが生乳を余り使わなくなったのじゃないかということや、飲用乳価と保証価格との差、こういうものでメーカーというのは甘い汁を吸っているのではないかと、いろいろ言われているわけですが、還元乳の問題についてこれはいろいろ取りざたされておりますし、また農水省としましてこの問題については十分に御承知のことだと思っておりますが、二十年たつて今日、当時この法を制定するときにいろいろ議論がありました、それなりの役割を果たしてきたのだらうと思うんですけれども、今日それがだんだん変質しつつあるというふうな感じがしてならないのです、どういふふうにお感じでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) いわゆる還元乳生産につきましては、季節的、地域的な生乳不足だとか、あるいは新しい消費者ニーズの対応というふ

うなこと出てまいっている面もあるわけですが、他方同時に、そういったものについてはできるだけ生乳で賄っていくことが国民経済的に見ても、また生産者の手取り乳価の向上という点から見ても、また飲用牛乳流通の混乱の是正といった点から見ても、やはり脱粉とかバターを還元するというのではなくて、生乳を使っていたかのようにすることが望ましいと考えておるわけでございます。

そういう観点から、一昨年、飲用牛乳の流通に関する取り扱い指針という局長通達を出して、できるだけたいてい申し上げましたような方向で指導をいたしておるところであります。

今後につきましても、いわゆる発酵乳等向け生乳取引の推進というふうなことに努めますとともに、還元乳の抑制ということにつきまして関係者全体の努力をお願いをしたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○刈田貞子君 今の藤原委員の質問の関連でお伺いをいたしますけれども、今、店頭、市場には大変たくさん牛乳が出回っているわけですが、私たちが消費地では、これになるために大変苦勞をしていて、整理すると、牛乳、加工乳、飲料乳及び乳酸菌飲料というように整理の仕方があると同時に、低温殺菌牛乳あるいは生乳、加工乳、還元乳、成分無調整乳あるいはロングライフミルクというふうな、成分無調整というのをやると覚えたとおっしゃる時期に、今度新しく中央酪農会議の御推薦によりまして生乳一〇〇％マークというものが出てくるわけでございます。

この登場について私も都会ではいろいろと議論をいたしましたけれども、ややこしいなという声が一つございました。それからもう一つは、牛乳パック四面のうちの一面を全部使って、そして牛乳とはこういうものである、生乳とはこういうものでありますというふうな消費者に語りかける、大変なスペースを使われたということで、各商品もこれに追随すべきではないかというふうな

賛成の論もございます。しかし、いずれにしても、一〇〇％マークというのが突如出てくるということについては混乱があるのではなからうかというふうには私は思います。

そこで御伺いをいたしますわけですが、この生乳マークなるものは既に農林水産省で酪農会議との了解ができていたかということが一点、そして私がさらに伺いたいことは、こういうマークが生まれなければならない背景に何があるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(野明室至君) 先般、中央酪農会議が、いわゆる生乳マークにつきまして提案をなさしておるわけでございますが、この問題はやはり関係者、生産者のサイド、それから処理業者のサイド、それから販売サイドといった関係者の合意、納得ができていくということが必要である、と考えておるわけでありまして、そういう意味で、この提案につきましては、私もはたしてこういうことをどういう形でやるということが決まったことは考えておりません、一つの提案である。この問題については、先ほど来の関係者で構成されております全国牛乳普及協会の場でその取り扱いを検討していくということになっておるわけでございます。したがって、その場で検討が行われて取り扱いは決まってくることを期待をいたしておるわけでございます。

それから、その背景でございますけれども、これはどちらかといいますと、飲用牛乳におきまして、そういったものに使用されます生乳の需要と、そののが純化傾向になっておるという中で、他方それぞれの表示自体はきちんと乳等省令なり何なりで、公正規約とかで決まりがあるわけでございます。ではあります、これを提案された趣旨としては、その牛乳だけでできておるというところが非常にわかりやすい形でできないかというふうな趣旨があるのだらうと思っております、ただこれについては関係者いろいろ御議論がございまして、したがって、先ほど申し上げたような場で取り扱いについて検討をしていただくと、こう

いうことになっておるわけでございます。

○刈田貞子君 牛乳だけでできておる牛乳ということになりますと、牛乳だけでできていない牛乳もあるということになるわけで、非常にややこしいのはこれは大変なことになるわけで、ちょっと厚生省さんが見えておると思っておりますのでお願いいたしますけれども、今、乳等省令の話が出ました。これは全く厚生省の所管の中でお扱いになるものだと思うんですけれども、この生乳マークというもののについての厚生省の考え方を一つ、それからもう一つは、牛乳というのは摂氏七十度前後から低温、それから百二十から百四十度高温というような殺菌の工程を経て出てくるものでありますけれども、この殺菌方法を除外しては牛乳というものは生まれてこないということになると、なまじ表現であるのかないのかということも、あわせてお伺いしたいと思います。

○説明員(難波江君) お答えいたします。牛乳につきましては、食品衛生法に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令におきまして、生乳をろ過、殺菌、小分け、密栓の処理を行なったもので、先生御指摘のように、生乳以外の原料を使用してはならないということで規定をしておるわけでございます。一方、生乳につきましては、同じく同省令におきまして一さく取したままの牛乳」というふうな規定をしておるわけでございます。また、同じ省令におきまして、牛乳に類別の表示を義務づけているところでござい

ましたが、いま、牛乳に生乳マークを表示することにつきましては、先生御指摘の生乳マークを表示しない牛乳があった場合に、生乳以外の原料を使用しているのかのごとき誤認を消費者に与えるおそれがあるということ、あるいはまた厳密に申し上げますならば、牛乳は生乳を殺菌等の処理をしたものでございまして、生乳一〇〇％という表示は牛乳にはちよつと適切ではないかと思っております。その他、種々の問題があるものと考えてお

ます。

○刈田貞子君 済みません。同じ見解を、公正取引委員会がお見えになつておると思しますので、公正取引委員会の見解をお聞かせください。

○説明員(黒田武君) お答えいたします。景品表示法では、一、略しますけれども、景品表示法から見まして、私どもの方では言つてみれば、ただいま乳等省令の話が出ましたように、生乳といふものは搾取したままの牛乳ということの意味でありますから、それが現在、加熱殺菌して売られている牛乳につけられることは、やはり消費者に混乱を与えるんじゃないかという点がま

ずあるわけですが、それから二点目は、現在市販されている牛乳といふのは生乳が一〇〇％使用されたものを売っておるわけですから、そういう状況下で一部の牛乳メーカーだけがその当たり前のことである生乳一〇〇％という表示をすることは、やはり一般消費者に混乱を与えるんじゃないかということ

です。

それから三点目として、生乳一〇〇％と表示するのは、実はその牛乳の原材料として生乳を一〇〇％使用しているということであれば、加工乳やなんかもやはり生乳を使っているわけでありまして、そういった意味からも、ちよつとやはり消費者に混乱を与えるのではないかと考えております。

○刈田貞子君 厚生省に改めてお伺いするわけですが、乳等省令の中で加工乳についての表示の仕方の中に、加工乳にあつては主要な原料名を書くこと、順次に書くことということがござい

ます。私は今、公正取引委員会の御提案の、もし生乳一〇〇％がひとり歩きをしていくのならば、当然加工乳についても百分率が出てくるべきであるというふうな表現があつたわけですが、これは私もそういう意見を持っています。ところが、食品衛生法の中のこの乳等省令ではそこまでは強制力がないわけですね。この問題をどういうふうな考えたらよろしいか。本日は

私、これをお尋ねしてはいけなかつたかと思ふんですが、こちらから話が出たので、どうしてもちょっとそこを聞かしていただきたい、御見解で結構でございますから。

○説明員(難波江君) 加工乳の原料表示として生乳の混入率を書かせるべきでないかという御指摘かと思つておられますが、加工乳の原料といひましては脱脂粉乳とかバター、クリーム等、牛乳に本来含まれていて成分以外の成分の添加を禁止をしていくわけでございますし、また実際に加工乳というのは、一般的に生乳をベースにしつくられていくものでございまして、その混入割合というのは、地域によりまして需給のアンバランスがある、あるいは季節によって非常に需給状況が変わるというふうなこともありまして、かなり変動があり得るものでございます。

そういうようなこと、さらにまた、現在加工乳につきましては乳等省令で種類別の表示のほかに、乳脂肪分であるとか無脂乳固形分という含まれていて成分についての表示も義務づけていくわけでございます。そういうことで、現在十分に消費者の選択に資するような表示があるというふうな認識をいたしておりますし、さらに加えて生乳の混入割合を表示させるということは必ずしも必要じゃないんじゃないかというふうに考へていて、次第でございます。

○刈田貞子君 済みません。時間がないので、あと五分なので公正取引委員会にちょっと伺ひするんですけれども、飲用乳の表示に関する公正競争規約四条で特定事項の表示基準についてのところですが、ここで「牛乳」「特別牛乳」及び「乳脂肪分三・〇%以上の加工乳」以外の飲用乳の表示に「牛乳」「ミルク」又は「乳」の文言を用いてはならない。ただし、施行規則で定める基準によるものについては、この限りでない。という箇所があるわけですが、この上の文言でいけば、加工乳についても牛乳という表示ができるということになるのだというふうに思ひます。それから今の施行規則の方でいきますと、乳飲料

の商品名に牛乳、ミルク、又は乳という文言を用いてはならない。ただし、百分率で無脂乳固形分八%以上及び乳脂肪分三・〇%以上の成分を含有するものは、乳飲料であっても牛乳という表示ができるというところでございます。それでございませう。

○説明員(黒田武君) お答えします。

乳飲料等の表示に関する公正競争規約で先生だいたいま御指摘のような点は、加工乳につきましては乳脂肪分が三・〇%以上、それから無脂乳固形分が八・〇%以上の成分を有している場合には牛乳と呼んでよいことになっております。それから乳飲料についても同様です。

○刈田貞子君 それで、私最後に農水省に申し上げたいんですが、先ほど同僚委員の方から還元乳の話が出てきたわけでありまして、これについて一生懸命努力しても、その利益の集積というものは大変なアンバランスが出てくるというふうな問題、それは実は私、こういう種類のところにもネックがあるような気がして仕方がないんです。昨年度も公正競争規約の乳製品について私は御指摘申し上げたはずでございますけれども、ぜひこういう小さな部分にさきわたって各関係省庁との御連絡をとりながら、やはり現在の状況は進んできていて、食生活あるいは乳製品等の多様化を含めてかなり状況は変わってきているわけですから、そういうものに対応し切れる形のやはり規則、ルールというものができていかなければならないというところを去年も私申し上げたんですけれども、ひいてはそれが生乳の消費拡大につながる私は細かい作業であるというふうに思ふんです。あるいは基本的な作業じゃないかというふうに思ふんです。くるくるとかき回して還元乳をつくって、そしてそれを乳飲料の中に使つても、これに牛乳という名前が使えろという仕組みになっていることの方がおかしいんじゃないかというふうに私は御提案申し上げてございまして、それだけでも、時間がなくて農水省の方のお答えをいただ

いて質問を終わります。

○政府委員(野明宏至君) もちろん、いわゆる還元乳につきましては消費者のニーズの多様化というもののなかから出てまいつたものもございます。ただ、やはり先ほど来申し上げておるわけでございますが、そういうものにつきますまでも補助金がついた形の脱脂粉乳なりバターを使うのはいいがなものの、これは本来生乳なり、あるいは脱脂乳とかいろいろな形で対応はできる性質のものであるわけでありまして、したがって、そういう趣旨で、できるだけ生乳が使えればそれは脱脂粉乳のいたずらな需要がふえぬと、本来ふえてしかるべきものがふえていくものですから、そういった側面がありますので、その点はできるだけ努力をしていく必要があると思ひます。

それから先ほどの、関係各省ともよく連絡をとるというところは事実でございますが、これはいろいろな従来の歴史の中でそういうふうになつておる面もあるわけでございますが、御指摘の点、十分また検討をさせていただきますと思ひます。

○小笠原貞子君 酪農の負債対策について、午前中やれませんでしたから二つお聞きしたいと思ひます。

五カ年計画で酪農負債対策が実施されて、これは非常に喜ばれております。いよいよ六十年代が最終年と、こういう形になります。みんながこれで一応助かつたよという声を聞きまして、この負債対策が真に固定化負債に苦しむ酪農民の経営再建に役立つように、毎年の約定償還の借りがえだけでなくて、残高も含めた借りがえがぜひ必要だと、そう思ふんです。

そうしますと、残高も含めての借りがえということになれば、相当の資金枠というのがこれは準備されなければならぬわけですね。ざっと百億を越えるかもしれないと、そう思ふんですけれども、せっかくここまでみんなに喜ばれていい効果を上げてきたんだから、ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思ふんですけれども、いかがでございますか。

ましようか。二つを五分以内で上げなければいけないので、簡単に。

○政府委員(野明宏至君) ただいまの点につきましては六十年代、最終年度になるわけでございますが、実態をよく調べて検討してまいりたいと思ひます。今ここで、その点を含めてどうこうと言うことは差し控えていただきたいと思います。

○小笠原貞子君 もうちょっと積極的にお願いします。もういいんだけど、腹の中じゃ考へていらつしやるんだけれども、下手を言つたら後が大変だというふうなやつとそういうニュアンスがいたしますが、今の言葉に中身を持たせて、本当に喜ばれるような最終年度に、きちっと援助をしていただくように重ねてお願いしたいと思ひます。

それから、酪農負債対策の対象となつた農家は非常に喜んで、私も大きな効果があつたかと、そう思ふんですけれども、対策から外れた農家というものはやっぱり非常に深刻なわけです。そういうものに対しては、先ほども自作農維持資金の再建整備資金というので対応するといふふうにおつしやつておられましたけれども、これは八百五十万です。そして昭和五十年年度千五百万に拡大された。これはこれで結構なわけでも、喜ばれて効果を上げてきたという酪農負債対策と比べますと、酪農負債対策の方は個々の経営の実態に合わせて必要な額を手当てしている、そして限度枠というのがあります。そして、一回だけではないので、毎年五カ年間の計画でもって対応するといふ点から考えますと、対象から外れたものは特別創設でやればよいというふうにはちょっと言えないのではないかと、そう思ふんです。だから、酪農だけの対策から外れたものと、それからもう一つここで言いたいことは、肉用牛の農家の、先ほども問題をいろいろおつしやいましたけれども、これもなかなか経営は深刻なんです。肥育牛収入が全農家の八〇%以上を占めているという、そういう農家の借入金金の残高というのを

調べてみました。これは農水省でお出しになっている「農家の形態別に見た農家経済」。五十五年と五十八年度を比較いたしますと、借入金残高というのは、五十五年が三百八十八万、そして五十八年度が千三百一十一万、こういうふうになっております。いろいろと理由もあると思いますが、これも、現実には借入金残高がふえているというところは、やっぱり先ほどから問題になったように肉牛の農家も大変だと。そうすれば、酪農負債対策から外れた農家にも、そしてまた、こういう肉牛で大きな負債を抱えているところにも、先ほどおっしゃいましたような本格的な負債対策で、死ぬことがないように、生かすという手だてをやつてほしいかと私は切望するんです。それについてはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) 簡単に答えさせていただきます。

酪農負債整理資金につきましては、この内容は、大変な個別経営をとらえてやっていますものでございまして、これは生乳の計画的生産が始められたという中で起こった問題に対処するための臨時的な特例的な措置としてとつたわけでありまして、したがって、その対象農家についてはこれまで毎年見直しをやってまいっているわけでありまして、それ以外にもどうかという点については、これはやはりそれぞれ制度が用意されております。ですから、そういうものも活用しながら、また関係機関の指導の中でやってまいることが適切ではなからうかと思っております。

それから肉用牛の問題でございますが、これは経営全般改善されてまいっているわけですが、一部にいろいろな要因で問題のある経営もあるわけでありまして、肉用牛の場合には酪農の場合と異なりまして、設備投資というよりは運転資金がかなりの部分を占めておるわけでありまして、そういうものをどうやって対策に取り入れることができるのかという難しい問題を実は含んでおるわけがあります。

○小笠原貞子君 それじゃ、またゆっくり詰めていきたいと思ひます。

次に、サイロの問題でお伺いしたいと思ひます。農用地開発公社、お出ましいただきましてありがとうございます。

ことし、ずっと調査いたしましたときに、北海道で大型の酪農家が使用するスティールサイロという問題がたくさん出てきました。ボトムアンローダーは故障が多い、特に維持修理費が高かから過ぎると、大きな問題になっておりました。私も十勝や根室をずっと見てまいりましたが、非常に事態は深刻でした。北海道酪農のシンボルと言われるこのスティールサイロなんですけれども、これが何基も、さつき藤原委員も言われたけれども、使われないで遊んでいっているような実態でございまして、使っていないような修理費がかかると思ひます。使っていないような修理費がかかると思ひます。使っていないような修理費がかかると思ひます。使っていないような修理費がかかると思ひます。

うしませんが、修理費等に金がかかるということもある程度わかっておりましたけれども、その利点が相当ありましたので、私ももといたしましては導入に踏み切ったものでございまして。

なお、御質問の中で、スティールサイロが遊んでいるとかいうような御指摘がございまして、私も、私も余りそういう例を知らないわけではございません。もちろん、中には特殊な事情によりまして、例えば家庭の事情等によりまして、スティールサイロを導入いたしましたけれども現在たまたまパンカーサイロの方を使っているというような例等が、二、三ございまして、一般的にそんなに遊んでいるサイロが多いというふうには理解いたしております。

○小笠原貞子君 そんなはずはないというふうなお答えに聞こえましたけれども、私も行って調べたんです。そして、第一次で五十年に入植したのが八戸ございまして、その八戸全部調べたんです。その八戸のうち、スティールサイロの種類を言いますと、ハワードハーベスタ、これですね、(資料を示す)これが八戸のうち五戸なんです。それからコルマン、これが二戸でした。それから、シンプレックス・シールドスタ、これが一戸なんです。これ三種類。もう一種類あったんだけれども、使っていないませんでした。これは全部英國製でございまして、これを八戸入った全部について調べて種類も調べまして、修理費等の金額を調べました。そうすると、六百万以上かかっているというものが四戸ございまして、四軒ね。それから、四百万から六百万というものが三戸ございまして、四百万以下というものは一戸なんです。ね。それから、使用状況というのを調べますと、全く使っていないものが八戸のうち二戸ございまして、将来かえたい、もうこのままじゃ使いたくなくてしょうがない、このまま金もなしにしようがないから使うよというものが三戸なんです。今言ったように、一軒一軒八戸全部、種類とその費用を、かかったのを調べました。将来を含めると、もうかえたいというのを含めると六〇%

以上がほかのものにかえたいと、こういうふうに言っております。そして、これなんかもしもきれいな写真が出ています。(資料を示す)この写真、モデルで出ている横田牧場、今日これを全然使っていないわけなんです。だから、実際調べてみますと、今おっしゃったような状態ではないというのは事実でございまして、そういうことを、そんなことはないと言われると、私はちよつと心外でございまして。そういうことを私は今指摘いたしました。事実でございまして、全く無責任だなど、そう思うわけなんです。

それで、続けて伺いますけれども、五十三年度「大規模酪農における経営実態調査報告書」というのが出ております。それから、五十七年度「大型酪農経営効率調査」報告書というものが出ております。これは一体だれがどこに委託した調査報告書でしょうか。農水省、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上喜一君) 「大規模酪農における経営実態調査」といいますのは、これは農林省が北海道庁に對しまして五十一年から五十三年度まで委託した調査でございまして、その後、調査内容等についてかなり経費がかかっていますので、五十四年から五十八年度までは農用地開発公社の方で、調査の項目としては大規模酪農が委託いたしました調査を踏襲いたしまして、「大型酪農経営効率調査」というのを実施をいたしております。

○小笠原貞子君 今言われましたように、公社が調査を北海道に依頼したと申して、そして出てきた「大規模酪農における経営実態調査報告書」でございまして、五十三年度に、これをずっと読んでいきました。そうしたらサイロ、ボトムアンローダー、今非常に故障が多いといつて修理費がかかるというその「サイロ、ボトムアンローダーの維持管理費用について」という中に、「ボトムアンローダーは」「価格、維持経費などの経済性と、取扱技術の難しさなどの問題を内包している」、それで「維持管理費用の実態を調査し

た。」と、こう書いてあります。そして「修理に必要な部品、工賃が高額な点からも綿密な点検整備、利用技術を習得させ一年でも長く効率的に利用することが課題である。」そして「今後継続して調査が必要である。」と、こうなっているわけですね。そうしますと、そんなはずはない、知らなかったでは済まないと思うんですね。やっぱ五十三年度に調査したこの報告書の中に、今言ったような問題がちゃんと指摘されているということですね、おたくの方で出された。

それから、今度「大型酪農経営効率調査」というのがまたもう一つ出ているわけですね、公団の委託調査で。ここにもちゃんと出ているわけなんです。「故障箇所も年々多くなりこの修理費が高価格で来年度以降の保守管理の技術対策が課題」だとも、いろいろ時間がないから言えませんが、農林省としても頼んで調査したこの中にちゃんとこういうのが書いてあって、そして今こういうような問題が非常に大きな話題になっているわけなんです。そうしますと、調査もずっと継続して問題もはつきりしていったと、こうなるわけでしょう。そうすると、もう時間もありませんから伺いますけれども、これらに対してやっぱ農民とも相談したとおっしゃるけれども、農民がスチールサイロのメリットはどうだ、科学的に見ていいとか悪いとか、なかなかできませんね。やっぱ専門家とか何かを入れて、そしてこのスチールサイロはいいですよというのを公団でも農水省でも認めていってやるというのなら、やっぱこれに対して責任をちゃんと考えてもらいたい。その責任というのはい体何だろうか、使い方についての技術指導もあるだろうと思えますけれども、具体的に二点だけ質問していきたいと思うんです。

新酪では、五十九年度から毎年五百万余の今度返済に入りますね、新酪の方は、五百万の返済だと、そしてその上に六十万、百万の修理費がかかるといふことになる、これは先ほどから言われているように大変な問題になるわけなんです。だから、それをどうしようにしたい、どうしたいか、責任を感じて対策を立てたいとおっしゃるならば、機械の部品等について国産の安い品物を紹介をして、そして取扱方法についてもメーカーに親切な指導をするようにということも公団の責任、農水省の責任においてこれをやっていただきたいということなんです。これはお二人に伺います。

それと、その次にやっていただきたいことは、ほかの機種に変更したいといつてもお金がかかるわけですね、二千万、三千万と。そうすると、とてもじゃないけれどもお金が足りない。長期低利の融資制度を考えていただけないだろうかということですね。その点について公団と農水省から、そういう具体的な問題について考えたいというふうにお答えいただけるかどうか。

○参考人(岡安誠君) まず最初にお答えいたしますが、私先ほど申し上げましたのは、遊んでいるサイロが公団の責任でそういうことができたんじゃないかというこの御質問でございますが、私にお答えいたしましたのは、私も二軒につきましては現在スチールサイロを使っているという、これを承知いたしております。一軒はこれは非常に減ったというふうなこともございまして、ほかのスチールサイロを持つている農家と共同作業ができないというところもございまして、これはパンカーサイロの方に変わっていったというふう聞いております。もう一軒は、独自の経営方針といつてますがございまして、一般の方たちと違った経営をしていきたいというところもありまして、ボトムアンローダーからトップアンローダーに変えたというふうなことも聞いております。一般的には、私も、スチールサイロの利点というものが十分果たされまして活用を願っているというふうな理解をいたしております。

ただ、私も、五十三年はこれは農林省の調査でございますが、五十四年以降、北海道庁にお願いをいたしまして調査をしております。中には相当多額の修理費の報告をいただいているところもございまして、非常にこれはばらつきがございまして、余りに高い修理費につきましては、恐らくはこれは何か事情がありまして部品を交換をされたんだ、もう百万円を超すようなそういう修理費というのは普通は考えられない、三、四十万というのが普通でございまして、これはそういう事情があるのではなからうかというふうに思っております。

今後の問題でございしますが、私も、スチールサイロにつきましては十分その利点があり、今後やはり大規模の集約的な経営を推進するためにスチールサイロを入れてよかつたというふうなふうに思っておりますが、ただ、先ほどもお答えいたしましたと思いますが、十分慎重な運営といいますが、そのサイロの高級なといいますが、サイロの処理に必要な技術を備えた管理をしませんと、やはり修理費が余計にかかるということもございまして、そこで、私も一応根室につきましては事業を完了いたしましたけれども、今後、道庁なり、それからまたサイロのメーカー等につきましては、指導といいますが、農家に対する技術指導をぜひ続けていただくように、できるだけ長く、もちろん十年になりますから更新期に來ていると思えますけれども、こういう時世でございまして、できるだけ故障がなく長く使えるように指導をお願いをいたしたいというふうに思っている次第でございまして。

それから、国産につきましては、これは五十年代に入りましてやと国産の方も出てまいりましたし、最近、五十年代の半ば以降は順次大型のものできてまいりました。確かに、中には外国品よりも安いものもございまして、現に、根室におきましても国産のアンローダーが二台既に入っております。したがって、これはもちろん農家の希望につきましては、これはもちろん私も国産等

で、今後はやはり国産の導入につきましてできるだけ御要望にこたえていきたいと思っております。○政府委員(井上喜一君) 根室地域に新酪をつくります場合にどういうタイプのサイロを導入するかにつきましては、学者、試験場、地元の町村それから道庁を含めまして随分議論したわけでございまして、その最終の結論が、スチールサイロを導入することが最も適当だ、こういうことで導入することになったとして、その機種の選定につきましては農家が指定をするというふうな形をとったわけでございまして。しかし、何分、スチールサイロにつきましては非常に日本におきましては歴史が新しいものでございまして、当初取り扱い等についていろいろ問題があったということは十分承知をしております。しかし、スチールサイロの場合は、品質が非常にいいサイレージがつくれますとか、あるいはロスが少ないとか、労働力が節約されるというふうなメリットがございまして、そういう全体を考慮いたしますと、従来のタワーサイロでありますとかパンカーサイロよりも数段すぐれたサイロであるというふうな考えをしております。しかし、何といたしまして新しい設備でございまして、保守管理等についても十分な点検が必要でございまして、また、牧草を詰め込む作業にいたしましても、十分細かく刻みまして、まんべんなくサイロに落とすというふうな、そういう細かな作業上の注意が必要でございまして、こういうことが相まちまして、スチールサイロのいいところが発揮できるようにするんじゃないかと思っております。

ただいまいろいろ御指摘がございましたけれども、問題のあることは十分承知いたしておりますので、今後、私がただいま申し上げましたような点につきまして十分注意いたしますように、北海道庁を通じて指導をしてまいりたいと思っております。ただ、この問題はもう経営一般の問題でございまして、私の方というよりも、むしろ畜産局の方かと思えますけれども、ここに畜産局長お

すので、十分その趣旨も伝えていきたい、こういうふうな考えております。

○喜屋武眞榮君 昨、午前には沖繩の畜産、そして総論的には沖繩が畜産基地として適当であるということも農水大臣も認めておられたわけでありますが、まず最初に、沖繩の畜産基地の建設事業については、推進しておられるわけですが、これまでの実績と、そしてこれからの推進していくための計画について、まず承りたいと思います。

○政府委員(野明宏至君) 沖繩の畜産基地建設の実績とそれから今後の計画というお話でございますが、沖繩県は亜熱帯性の海洋気象という恵まれた自然条件を生かしまして草地を開発を進めることによりまして、飼料基盤に立脚いたしました肉用牛を中心とする畜産の発展が見込まれるわけでございます。

そういうことで、畜産基地建設事業を積極的に推進しておられるわけですが、事業の推進状況を見ますと、まず、既に石垣第一区域、それから山原第一区域、それから石垣第二区域については完了をいたしております。それから山原の第二区域、これと、それから八重山の第一区域、これは事業を現在継続中でございます。さらに、六十年年度には新たに与那国区域が全体実施設計を行うということになっております。

それから、これからの計画についてでございますが、沖繩県におきます飼料基盤の積極的な開発整備を進めていくということで、八重山地区におきまして畜産基地建設事業の地区調査計画を行いまして、新たな事業の可能性を検討しておるところでございます。

なお、沖繩の六十年年度の畜産基地建設事業関係の予算要求額につきましては、二十億五千万ということで、おおむね前年度並みという予算を確保することができたわけでありまして、将来的には計画どおりの事業の進捗が見込まれるんではないかというふうに見ておられるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 順調に進みますよう、ひとつよろしく願います。

そこで、かつて私、畜産の權威だと言われておりました東大の大内力先生からこういうことを言われたことがあるんです。沖繩の畜産の将来は具体的に黒牛と黒豚で、量で勝負するのではなく質で勝負することを考えたいというだろう、こうおっしゃったことがあるんです。ところがそれは、科学的にはどうなっておるかよく私はわかりませんし、またお尋ねする機会もなかったんですが、もしその点、今お答えができませんならばお聞きしたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(野明宏至君) そういったようなお話があったのかもしれませんが、こういった形で草地基盤を整備して肉用牛を入れていくということになりますと、やはりできるだけ低コストで、どちらかといえば量ということではなからうかと思っておりますが、なお参考になる資料がございますれば、また調べてみたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ、後で参考になる資料をいただきたいと思います。

ついでに申し上げますが、戦前、神戸牛と言われた牛は、沖繩から一応神戸に輸送して神戸で仕上げた後、売出されたのが神戸牛のいきさつであったわけでありまして、九十九沖繩で生育してそれを神戸に輸送していった、こういういきさつがあるわけなんです。そういうこと等思い合わせて、大内力先生のおっしゃったことに非常に共感を持てるわけでありまして、その点よろしく願います。

次に、売買同時入札方式についてお尋ねしたいと思っております。農林水産省は、現在の輸入牛肉の一〇〇を対象に国内需要家が直接海外から買い付けることのできるいわゆる売買同時入札方式を決定しておられる、実質的な一部自由化に踏み出されたということにもなると思っておりますが、このような新しい方式が採用された理由は何なのか、またそれによってどれだけのメリットがあるのか、そのことをひとつお聞かせください。

○政府委員(野明宏至君) 今回、畜産振興事業団の牛肉の売買に導入いたしました売買同時入札方式、これは畜産物の価格安定等に関する法律に基づきます事業団の一元的な輸入、それから価格安定機能、そういう枠組みの中で事業団の牛肉売買の一部として実施されるものでございます。

具体的には、近年におきます我が国の牛肉流通におきます商品形態が多様化してまいっております。また、需要動向の変化といったものもございます。また、そういったものに対応するために事業団の牛肉売買の一部、これは一〇〇というところでございますが、こういったものにつきまして我が国の実需者と、それから外国の供給業者との間で牛肉の部位とか、それから規格についての協議、これを容易化するためのものとして導入した方式でございます。

したがって、この方式による牛肉の売買は、事業団の売買そのものでございます。事業団の持つ需給調整機能をこれは損なうものではないわけでございます。また自由化というふうな、御質問の中にございましたけれども、そういった方向とは何ら関係のないものであるというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 今のでよくわかりました。では、次にお尋ねしますが、肉用牛の一貫生産についてお尋ねしたいと思います。

肉用牛の一貫生産はいろいろのメリットがあると思っております。例えば肥育養牛の流通のための経費が節約される点、生産流通の合理化を図ることができるわけです。それから養牛価格の変動の影響を受けないといったような利点があるわけですが、それにもかかわらず、全国的にはまだ一貫生産は余り行われていないように思われます。その原因はどこにあるのか、また政府は合理的な肉用牛生産を推進していくための一貫生産の対策をどのように考えておられるのか、あるかという点についてお伺いいたしまして、時間になりましたので私の質問を終わります。

○政府委員(野明宏至君) 肉用牛生産につきましては、地域内の一貫生産、さらには最近ふえてま

いつておられるわけですが、経営内一貫生産というものがございまして、これらについては、ただいま先生お話しのようなメリットがあるわけでございます。ただ、これにつきましては、段階的に地域内一貫生産を推進しておられるわけでございますが、例えば繁殖雌牛を導入いたしまして、生産した子牛を育成して出荷するまで約四年かかってまいります。したがって、これは相当の資金が必要である。さらには、繁殖と肥育では飼養管理技術がかなり異なるというふうなことで、いわゆる経営内の一貫生産については逐次進める。

それから地域内一貫生産、これは総じて見ますと約六割に現在達しております。県によってかなり高いところと、それからまだまだ低いところがございます。これらについてはやはりその地域における取り組みということが一つございまして、同時に、飼養生産基盤だと家畜を飼う施設とか、そういったものの整備の状況、それから産地食肉センターといったようなものがどう整備されているか、それからそういった地域内の肥育経営の素牛供給あるいは肥育牛の産地食肉センターの出荷等のための体制というものがあるかどうかということによって進み具合が変わってくるわけでございます。

私も、できるだけ地域内一貫生産あるいは経営内一貫生産ということも推進してまいりたいと考えておりますので、各種金融制度の活用とか、あるいは助成制度を活用いたしまして、こういった方向への誘導に努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○委員長(北修二君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金

助成法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「二億五千万円」を「五億円」に、「五千万円」を「一億円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第二条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「三億円」を「六億円」に、「一億二千万円」を「二億四千万円」に、「三千万円」を「六千万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条 繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二章 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置(第二章第十二条の三)を

第三章 繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置(第三章第十二条の四、第十三条の三)

第二章 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置(第二章第十二条の三)を

「第二章 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置(第二章第十二条の三)」に、「(第十二条の十三の二)第十二条の十三の九」を「(第十二条の六)第十二条の十四」に、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第十九条の二」を「第二十条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、繭及び生糸の価格について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における安定を図ることにより、蚕糸業の経営の安定に資するとともに、生糸の需要の増進に寄与することを目的とする。

「第二章 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置」を「第二章 繭及び生糸の価格の安定に関する措置」に改める。

第二章中第二条の前に次の節名を付する。

第一節 国内産生糸の買入れ及び売渡

し等に関する措置

第二条を次のように改める。

(生糸の買入れ、売戻し及び売渡し)
第二条 蚕糸砂糖糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)は、生糸の価格が安定基準価格を下つて低値し、又は安定上位価格を超えて騰貴することを防止するため、出資者で蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号。以下「事業団法」という。)第五条第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる同号の製糸業者からの生糸の売渡しの申込

みに応じ予算の範囲内において生糸を買入れ、その買入れに係る生糸を第八条の約定に基づきその相手方の請求に応じ売り戻し、及び生糸の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その買入れに係る生糸(当該生糸に係る第十二条第一項の規定による買入れによつて保有する生糸を含む。)を政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

第三条の前の見出し中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改め、同条第一項を次のように改める。

標準生糸(政令で定める種類、織度及び品位の生糸をいう。以下同じ。)についての前条の安定基準価格及び安定上位価格は、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として、農林水産大臣が定める。第三条第二項中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第四条中「安定下位価格」を「安定基準価格」に、「三月(物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月)」を「五月まで」に改める。

第五条及び第六条中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第七条を次のように改める。

(事業団買入価格)
第七条 第二条の規定により事業団が生糸を買入れたる価格(以下「事業団買入価格」という。)で標準生糸に係るものは、標準生糸の安定基準価格を基準とし、次条の政令で定める期間についての生糸の保管に要する費用の額を考慮して、事業団が定めるものとする。

2 標準生糸以外の生糸についての事業団買入価格は、標準生糸の事業団買入価格に第三条第二項の政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

3 事業団は、標準生糸の事業団買入価格を、第四条に規定する期間について、毎年当該期間の開始前に定めるものとする。

4 標準生糸の事業団買入価格は、物価その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、変更することができる。

5 事業団は、前二項の規定により標準生糸の事業団買入価格を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

6 農林水産大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準生糸の事業団買入価格を告示しなければならない。

第七条の二から第十二条の三までを削る。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第十二条の六中「第十二条の四」を「第二条」に改め、同条を第八条とする。

第十二条の七第一項中「第十二条の四」を「第二条」に改め、「蚕糸業法」の下に「昭和二十年法律第五十七号」を加え、同条第二項中「第十二条の四」を「第二条」に、「第十二条の十第一項」を「第十二条第一項」に、「含み、第七条の二第二項の規定による所屬替えをした生糸を除く」を「含む」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の八中「第十二条の四」を「第二条」に改め、同条ただし書中「事業年度」の下に「同条の規定により売り戻し又は」を加え、「売渡し」を「売戻し又は売渡し」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(買入れ又は売渡しをしない場合)
第十一条 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二条の規定による売渡しをする旨の申込みに応じないものとする。

一 その申込みをした者が第十二条の三第一項の基準繭価に達しない価格で繭を買入れ、又は買入れのおそれがあると認められ

るに、その買入れに係る生糸を第八条の約定に基づきその相手方の請求に応じ売り戻し、及び生糸の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その買入れに係る生糸(当該生糸に係る第十二条第一項の規定による買入れによつて保有する生糸を含む。)を政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

第三条の前の見出し中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改め、同条第一項を次のように改める。

標準生糸(政令で定める種類、織度及び品位の生糸をいう。以下同じ。)についての前条の安定基準価格及び安定上位価格は、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として、農林水産大臣が定める。第三条第二項中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第四条中「安定下位価格」を「安定基準価格」に、「三月(物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月)」を「五月まで」に改める。

第五条及び第六条中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第七条を次のように改める。

(事業団買入価格)
第七条 第二条の規定により事業団が生糸を買入れたる価格(以下「事業団買入価格」という。)で標準生糸に係るものは、標準生糸の安定基準価格を基準とし、次条の政令で定める期間についての生糸の保管に要する費用の額を考慮して、事業団が定めるものとする。

2 標準生糸以外の生糸についての事業団買入価格は、標準生糸の事業団買入価格に第三条第二項の政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

3 事業団は、標準生糸の事業団買入価格を、第四条に規定する期間について、毎年当該期間の開始前に定めるものとする。

4 標準生糸の事業団買入価格は、物価その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、変更することができる。

5 事業団は、前二項の規定により標準生糸の事業団買入価格を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

6 農林水産大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準生糸の事業団買入価格を告示しなければならない。

第七条の二から第十二条の三までを削る。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第十二条の六中「第十二条の四」を「第二条」に改め、同条を第八条とする。

第十二条の七第一項中「第十二条の四」を「第二条」に改め、「蚕糸業法」の下に「昭和二十年法律第五十七号」を加え、同条第二項中「第十二条の四」を「第二条」に、「第十二条の十第一項」を「第十二条第一項」に、「含み、第七条の二第二項の規定による所屬替えをした生糸を除く」を「含む」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の八中「第十二条の四」を「第二条」に改め、同条ただし書中「事業年度」の下に「同条の規定により売り戻し又は」を加え、「売渡し」を「売戻し又は売渡し」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(買入れ又は売渡しをしない場合)
第十一条 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二条の規定による売渡しをする旨の申込みに応じないものとする。

一 その申込みをした者が第十二条の三第一項の基準繭価に達しない価格で繭を買入れ、又は買入れのおそれがあると認められ

るとき。

二 その申込みが農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。

三 その申込みのあつた生糸が第九條第一項の検査を受けた日から六月以上経過したものであるとき。

四 その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。

2 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二條の規定による売渡しをしないものとする。

一 その売渡しを受ける旨の申込みが前項第二号の農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。

三 その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。

第十二條の九を削り、第十二條の十第一項中「第十二條の七第二項」を「第九條第二項」に改め、同条を第十二條とする。

第十二條の十の二第一項を次のように改める。

事業団は、第二條に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時に悪影響を及ぼさない方法（第二号に掲げる場合にあつては、一般競争入札その他の生糸の時に悪影響を及ぼさない方法）によつて、その保有する第九條第二項に規定する生糸を売り渡すことができる。

一 生糸需要の増進に資するために新規の用途又は販路に向ける場合その他農林水産省令で定める場合

二 その保有する生糸の保有期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

第十二條の十の二第三項中「価格は」の下に「一般競争入札の方法により生糸を売り渡す

場合においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方法により予定価格を定めるときを除き」を加え、同条を第十二條の二とする。

第十二條の十一第二項中「期間ごと」を「期間について」に改め、同条を第十二條の三とする。

第十二條の十二第一項中「最低価格を下らない範囲内において」を削り、「基準価格を安定基準価格」に、「事業団が定めるものとする」を「農林水産大臣が定める」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条を第十二條の四とする。

2 前条第一項の基準価格は、毎年、農林水産省令で定める期間について、第四條の規定により標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格を定める際、併せて定めるものとする。

3 第五條及び第六條の規定は、前条第一項の基準価格について準用する。

第十二條の十三中「第十二條の十一第一項」を「第十二條の三第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第十二條の五とする。

第十二條の十三の二を第十二條の六とし、第十二條の十三の三第一項中「標準中間売渡価格」を「安定上位価格」に、「第十二條の十三の七第一項」を「第十二條の十二第一項」に改め、同条を第十二條の七とする。

第十二條の十三の三の二第一項中「方法」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、一般競争入札その他の生糸の時に悪影響を及ぼさない方法）」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 輸入生糸の保有期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

第十二條の十三の三の二第二項中「第十二條の十の二第二項」を「第十二條の二第二項」に改め、「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第三項中「価格は」の下に、「一般競争入札の方法により生糸を売り渡す場合においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方法に

より予定価格を定めるときを除き」を加え、同条を第十二條の八とする。

第十二條の十三の四第一項中「第十二條の四」を「第十二條」に、「第十二條の五第六項」を「第七條第六項」に、「中間買入価格」を「事業団買入価格」に改め、同条を第十二條の九とする。

第十二條の十三の五中「第十二條の十三の七第一項」を「第十二條の十二第一項」に、「第十二條の十三の八第一項」を「第十二條の十三第一項」に、「第十二條の十三の三」を「第十二條の七」に改め、同条を第十二條の十とする。

第十二條の十三の六中「第十二條の十三の三」を「第十二條の七」に改め、同条を第十二條の十一とし、第十二條の十三の七を第十二條の十二とする。

第十二條の十三の八第一項中「第十二條の十三の四第三項」を「第十二條の九第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による交換は、繭の時に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

第十二條の十三の八に次の一項を加え、同条を第十二條の十三とする。

3 事業団は、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第十二條の十三の九中「第十二條の四」を「第二條」に、「第十二條の五第六項」を「第七條第六項」に、「中間買入価格」を「事業団買入価格」に改め、同条を第十二條の十四とする。

第十五條を次のように改める。

第十五條 農林水産大臣は、第十二條の三第二項の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十六條中「第十二條の十三の二第二項及び第十二條の十三の四第三項」を「第十二條の六第二項及び第十二條の九第三項」に改める。

第四章を第三章とする。

第十七條を削り、第十七條の二中「第十二條

の十三の二第一項又は第十二條の十三の四第二項」を「第十二條の六第一項又は第十二條の九第二項」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条を第十七條とする。

第十八條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第十九條中「前三條」を「前二條」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

第十九條の二中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第二十條とする。

第五章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 事業団は、事業団法附則第十四條の二に規定する特別の勘定に同条の政令で定める資産として生糸が属させられた場合においては、毎事業年度、当該事業年度の開始前に、農林水産省令で定めるところにより、当該生糸の売渡しに関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附則に次の一項を加える。

4 前項の承認を受けた計画の定めるところにより事業団が行う生糸の売渡しについての第十二條の二第一項及び第十二條の八第一項の規定の適用については、これらの規定中「農林水産大臣の承認を受けて」とあるのは、「附則第三項の承認を受けた計画の定めるところにより」とする。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正）

第二條 蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相当な水準」を「その生産条件、需給事情等からみて適正な水準」に、「資すること」を「資する」とともに生糸の需要の増進に寄与すること」に改める。

第十七條第一項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第二十八條第一項第一号イ中「ハ又はニ」を「ロ又はハ」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第十二條の十三の三第一項」を「第十二條の七第一項」に、「第十二條の十三の五」を「第十二條の十」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号ホを同号ニとする。

第二十九條中「前條第一項第一号ニ」を「前條第一項第一号ハ」に改める。

第三十條第一項第一号を削り、同項第二号中「(前号の業務に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第二号を次のように改める。

2 附則第六條第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額及び第五條に規定する者が出資する金額に係る経理は、前項第一号の業務に係る勘定において行うものとする。

第三十三條第二項中「第三十一條第一項第二号」を「第三十一條第一項第一号」に改める。

第三十四條第一項中「第三十一條第一項第二号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十五條第三項を削る。

第三十六條第一項及び第二項中「第三十一條第一項第二号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、同條第三項中「第三十一條第一項第二号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、「(同條第三項の規定により第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定に同項第二号の業務に係る勘定から繰り入れる場合においては、その繰り入れる額を当該残余の額から差し引いて得た額。以下同じ。)」を削り、「、前條第一項を」、「同項」に改める。

第三十七條第一項及び第二項中「第三十一條第一項第三号」を「第三十一條第一項第二号」に改める。

第三十八條第四項を削る。

第四十六條第三号中、「第三十五條第三項」を削る。

附則第十四條の次に次の二條を加える。

(特別勘定)

第十四條の二 事業団は、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行の際同法による改正前の第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定に属する生糸その他の資産及び負債のうち政令で定めるものの処理に関する業務に係る経理については、第三十一條第一項の規定にかかわらず、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(次条において「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第十四條の三 事業団は、第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定に第三十五條第一項の規定による積立金がある場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けた金額の範囲内で当該積立金を減額し、当該減額した額に相当する金額を特別勘定に繰り入れることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の日から昭和六十年五月三十一日までの期間に係る標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格についての第一條の規定による改正後の繭糸価格安定法(以下「新安定法」という。)第四條の規定の適用については、同条中「毎年五月までに定め、その年の六月一日

から翌年の五月三十一日まで」とあるのは、「繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行後遅滞なく定め、同法の施行の日から昭和六十年五月三十一日まで」とする。

2 この法律の施行の日から昭和六十年五月三十一日までの期間に係る標準生糸の事業団買入価格についての新安定法第七條第三項の規定の適用については、同項中「第四條に規定する期間については、毎年当該期間の開始前」とあるのは、「繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行の日から昭和六十年五月三十一日までの期間について、当該期間について適用される標準生糸の安定基準価格の決定後遅滞なく」とする。

第三條 この法律の施行の際第一條の規定による改正前の繭糸価格安定法(以下「旧安定法」という。)第二條又は第十二條の四の規定による買入れにより蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)が保有する生糸(旧安定法第十二條第一項又は第十二條の十第一項の規定による買換えにより事業団が保有する生糸を含む。)は、新安定法第二條の規定による買入れにより事業団が保有する生糸とみなす。

第四條 事業団が旧安定法第十二條の四の規定により昭和六十年四月一日に始まる事業年度においてこの法律の施行前に行つた生糸の買入れ、売戻し及び売渡しは、新安定法第十條の規定の適用については、事業団が新安定法第二條の規定により当該事業年度において行つた生糸の買入れ、売戻し及び売渡しとみなす。

第五條 この法律の施行の日を含む事業年度に係る新安定法附則第三項に規定する計画の作成については、同項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法(以下「旧事業団法」という。)第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定に属する資産及び負債(第二條の規定による改正後の蚕糸砂糖類価格安定事業団法(以下「新事業団法」という。)附則第十四條の二の政令で定める資産及び負債を除く。)は、新事業団法第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定に属するものとする。

第八條 前條の規定により同条に規定する資産及び負債が新事業団法第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定に帰属したときは、その際旧事業団法第三十六條第一項の規定により蚕糸業振興資金として置かれていた金額並びに旧事業団法第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定に属する資産の総額から同勘定に属する負債の総額及び旧事業団法第三十一條第二項第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額に相当する金額のうち政令で定める金額の合計額は、新事業団法第三十六條第一項の蚕糸業振興資金として置かなければならない。

第九條 この法律の施行前に旧事業団法第三十八條第四項の規定により政府がした保証契約については、同項の規定は、なお効力を有する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條 第一項を次のように改める。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

總裁及び副總裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十八条第一項中「左に」を「次に」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第一号の二中「あたつて」を「当たつて」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号の三中「第三号の二及び第九号」を「及び第六号」に改め、同項第一号の四中「第三号の二、第四号及び第九号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同項第一号の五中「第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの並びに同表の第三号の二、第四号及び第九号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同項第八号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「農業若しくは」を「農業、林業若しくは」に改める。

第十八条の二第一項中「附設集卸売場」を「付設集卸売場」に、「行なう」を「行う」に、「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三十三条第一項の仲卸しの業務」を「仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう）」に改める。

第十八条の三第一項中「の外、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する農産物等」を「のほか、農畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農畜水産物」という。）に、「当該農産物等」を「特定農畜水産物」に、「当該農産物等」を「又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農畜水産物が使用され、当該特定農畜水産物の」に改め、「取得」の下に「その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用」を加え、「且つ」を「かつ」に、

三 農業、林業又は沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて、第十八条第一項

「貸付」を「貸付け」に改める。
附則第二十四項中「年八分」を「年八分五厘」に改める。

附則第二十五項中「（第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資金を除く。）」を削る。

別表第一の第一号内、(イ)及び(ロ)の利率の最高の欄中「年 八分」を「年八分五厘」に改め、同号内の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号内の利率の最高の欄中「年七分五厘」を「年八分五厘」に改め、同表の第二号の利率の最高の欄中「年八分二厘」を「年八分五厘」に改め、同表の第三号の利率の最高の欄中「年 八分」を「年八分五厘」に改め、同号の償還期限の欄中「十八年」を「十五年」に改める。

別表第二の第一号の利率の欄中「年 三分五厘」を「年 三分五厘（当該資金に係る農地等の取得後における農地等の面積、農業従事者の状況等に関し主務大臣の定める要件に適合する者以外の者に貸し付けられる資金については、年五分）に改め、同表の第二号及び第三号を削り、同表の第三号の二の貸付金の種類の欄中「行なう」を「行う」に改め、「する」の下に「又は育成することにより当該自立経営になると見込まれる程度の農業経営として主務大臣の定めるものにするため」を加え、「総合的かつ計画的に」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定に係る経営改善計画、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第四条の認定に係る果樹園経営計画等に基づき総合的かつ計画的に」に改め、同号の利率の欄中「（据置期間中は、年四分五厘）」を削り、同号を同表の第二号とし、同号の次に次のように加える。

第五号の二、第七号若しくは第八号に掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの

(イ) に掲げる資金以外のもの

(ロ) 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金

年	三分五厘	二十年	三年
（当該資金に係る事業に要する金額が主務大臣の定める額に満たない場合における当該資金については、年五分）			
（果樹の植栽に必要なものについては、二十年）			
（果樹の植栽に必要なものについては、二十年）			
（果樹の植栽に必要なものについては、二十年）			

別表第二の第四号を削り、同表の第五号の貸付金の種類の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「指定するもの」の下に「又は第十八条第一項第八号に掲げる資金であつて育林期間中における林業経営の改善のために必要なものうち主務大臣の指定するもの」を加え、同号(ロ)の利率の欄中「年 三分五厘」を「年 三分五厘（森林施業の実施に関し主務大臣の定める要件に適合する者以外の者に貸し付けられる資金については、年五分）に改め、同号(ロ)の次に次のように加える。

年	六分五厘	十五年	三年
（第十八条第一項第八号に掲げる資金）			

別表第二中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に農林漁業金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した

貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

4 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 果樹園経営計画（第三章―第五條）」を「第三章 果樹園経営計画（第三章―第四條）」を「第三章の二 果樹の生産及び出荷の安定に関する措置（第四章の三―第五條）」に改める。

第一條中「その生産の計画的かつ安定的な拡大」を「計画的に果樹農業の振興」に、「あわせて」を「併せて果樹の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに」に改める。

第二條第二項第五号中「果樹農業の振興に関する重要事項」を「必要事項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「栽培」を「栽培及び」を「栽培面積その他の」に改め、同号を同項第二号とし、同項の前の一号を加える。

一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
第二條の三第二項第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「栽培及び」を「栽培面積その他の」に改め、同号を同項第二号とし、同項の前の一号を加える。

一 果樹農業の振興に関する方針
第二條の三第三項中「拡大」の下に「又は合理化」を加える。

第三條第一項中「次の各号の一に該当する者は、農林水産省令で定める手続により」を「第二條の三第五項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより」に改め、各号を削り、同條第三項第二号及び第三号を次のように改める。

二 農業経営の改善目標
三 前号の改善目標を達成するため採るべき

措置に関する計画

第三條第二項第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同條第三項を削る。

第四條第一号中「当該果樹園経営計画に係る樹園地の面積、その集約する度合い及び立地条件」を「前條第二項第二号の改善目標」に改め、「となること」を削り、同條第三号中「前号」を「前二号」に改め、同條第五号を削る。

第五條の見出し中「公庫からの」を削り、同條第一項中「公庫は」を「農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は」に改め、「（第三條第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く）」を削り、「に記載された第三條第二項第六号の」を「を実施するために必要な」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第三項を削り、第三章中同條を第四條の二とする。

第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 果樹の生産及び出荷の安定に関する措置

（生産出荷安定方針）
第四條の三 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失ひ、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために一年を超え、かつ、その期間を必要とする見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失つと見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）、次条の規定により指定を受けた法人並びに同條第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための方針（以下「生産出荷安定方針」という。）を定めるものとする。

2 生産出荷安定方針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならぬ。

一 対象とする期間
二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定方針を定めようとするときは、果樹農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定方針の変更について準用する。

（法人の指定及び業務）
第四條の四 農林水産大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業を行うこと。
二 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。
四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

（業務実施規程の承認）
第四條の五 前條の規定による指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、同條第一号に掲

げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定方針に適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

（事業計画の承認等）
第四條の六 指定法人は、毎事業年度開始前に（第四條の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、同條各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四條の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（監督等）
第四條の七 農林水産大臣は、第四條の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 農林水産大臣は、指定法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四條の四の規定による指定を取り消すことができる。

（勧告）
第五條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四條の三第四項の規定により生産出荷安定方針が

第九二

公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四号の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていることを認めるときは、当該特定果実生産者等に対し、当該業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができ、

第六条中「果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。」を削る。

第七条中「その他」を、「指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆)

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 国は、振興山村のうち自然的、経済的、社会的諸条件に特に恵まれず、かつ、産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低い山村振興の緊要度が高い振興山村に係る山村振興計画に基づく事業であつて当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについては、その円滑な実施が促進されるよう配慮するものとする。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和七十年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条に一項を加える改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約八十億円の見込みである。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国内農産物の自給率向上等に関する請願(第二一五七号)(第二一六一号)(第二一九〇号)

第二一五七号 昭和六十年三月十三日受理

国内農産物の自給率向上等に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町駒場西一線二

二 寺嶋利英 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

一、国民に対し安全かつ安定的に食糧を供給するため、我が国農業に打撃を与えている外国農産物の無制限な輸入、輸入枠の拡大をやめ、国内農産物の自給率向上を農政の基本にすること。

二、連続して減額している農業予算を、重要産業にふさわしい予算に増額し、農業経営の改善と安定向上に取り組むこと。

三、畑作も含めて深刻な事態にいたつた農家の累積負債を抜本的対策をもつて解決すること。そのため三十年償還、年利三・五パーセントの農家負債整理資金制度を早急に確立すること。

四、家畜のえさも含む農業生産資材の独占価格にメスを入れ、その大幅な引下げを図ること。

第二一六一号 昭和六十年三月十三日受理

国内農産物の自給率向上等に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町豊田 得地三

郎 外千九百三十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一五七号と同じである。

第二一九〇号 昭和六十年三月十三日受理

国内農産物の自給率向上等に関する請願

請願者 北海道河内郡芽室町坂の上 奥野

義雄 外四十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二一五七号と同じである。

第四号中正誤

ページ 段行 誤

四一六 数年間 数年間 正

一九一 森 森林

二七 形式 形成

一ページ一段十行の次に行頭五字目から左の行を加えるはずの誤り。

委員

昭和六十年四月四日印刷

昭和六十年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D